

## 平成26年第4回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成26年12月17日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 2号 町道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 3号 町道路線の廃止について
- 日程第 5 議案第 4号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 大野吉弘君 | 2番  | 新井明君   |
| 3番  | 石井芳清君 | 4番  | 中村俊六郎君 |
| 5番  | 土井茂夫君 | 8番  | 小川征君   |
| 9番  | 瀧口義雄君 | 10番 | 滝口一浩君  |
| 11番 | 貝塚嘉軼君 | 12番 | 大地達夫君  |

欠席議員（1名）

- 6番 伊藤博明君
- 

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	岩瀬由紀夫君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	岩瀬晴美君

---

事務局職員出席者

事務局長	渡辺晴久君	主査	古畑貴子君
------	-------	----	-------

---

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さんおはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は10名です。

よって、本日の会議は成立いたしました。

なお、伊藤議員から体調不良のため、会議規則第2条の規定により欠席との届け出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

(午前10時01分)

---

◎一般質問

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔をお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない関連質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

---

◇ 瀧口義雄君

○議長（中村俊六郎君） 通告順により9番、瀧口義雄君、登壇の上ご質問願います。

(9番 瀧口義雄君 登壇)

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

議長の許可がありましたので一般質問をさせていただきます。多少順番が前後することがあ

りますので、ご了解いただきたいと思います。

行政の重要な仕事に予算編成があります。平成27年度の予算査定の最中であると思います。第4次御宿町総合計画、各担当課の作成した年次計画に基づき編成されています。また、新たな事業提案もなされています。議会の大切な仕事に予算の審議があります。予算査定がどういう基準でどのように実施されているのかお聞きしたいと思います。

また、決算認定もあります。審査、審議するのも議会の仕事の一つです。条例規則に即して適正にお金が使われたのか、目的に沿って正しく使用されたのか、実効性があったのか、同じく無駄がなかったのかを検証、検討をどのようにしたのか、新年度予算にどのように反映し、生かされていったのか、お聞きしたいと思います。

この件に関しましては、2で予算編成という形の中で一括でお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、1、事務手続、行政事務手続について質問いたします。

この質問の趣旨は、一連の防犯灯の案件を議長が答申をいたしました。平成25年度の事務処理が議長の答申どおり執行されたか、検証していきたいと思っております。それでは、資料添付がありますけれども、理事者側にはアからコまでの資料を各自で用意していただいております。そういう中で、この件は補助金ということなので、補助金の交付規則、また要綱について質問しながらしていきたいと思っております。

補助金申請から交付までの手続をお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 補助金の申請から交付までの手続ということでご説明させていただきます。

補助金の交付に関する基本的な事項につきましては、補助金等交付規則に規定をされております。この中で、補助金の交付を申請しようとする者は、申請する者の住所、氏名、補助事業等の目的や内容、事業計画、交付を受けようとする補助金等の額などを記載した、交付申請書を町長に提出することとなっております。この申請があったときは、この申請のあった事業が補助事業の目的や内容が適正であるか調査し、交付するかどうかを決定いたします。交付を決定した際には、申請をした者について決定したことを通知いたします。その後、補助事業の内容に変更がある場合は、理由を付して変更申請を行い、変更の承認を受けることとされております。

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助事業の成果などを記載した、補助事業等実

績報告書を提出いただくこととなります。この補助事業の実績報告を受けた場合は、報告書等の内容を調査し、交付すべき補助金等の額を確定し、申請者に交付額の決定について通知をいたします。この通知を受けた補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を提出し、補助金等の交付を受けるという手続でございます。

○9番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

皆さんご案内のように、補助金は名称のいかんにかかわらず、次の3つの大きな性格を持っております。一つは、相当の反対給付を受けない。これは片務性といいます。もう一つは、相手がこれによって利益を得る受益性ですね。もう一つは、人が特定されている特定性ですね。そして最後に、書面申請主義です。

そういう中で、交付にあたってはいろいろと、今、企画財政課長が言われたような審査を行っていくということとっておりますけれども、じゃ反対給付、相当の反対給付を受けないというのは、企画財政課長、どういうことでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 反対給付につきましては、例えば雇用契約などで労働に従事をするにつかまして報酬などを支払うと、こういったものが反対給付と言われるものでございます。

○9番（瀧口義雄君） そういうことです。

じゃあ次にいきます。

次、法令と事例に基づき質問いたします。それと関連していきますから、4者協定の移管及び平成8年第1回定例議会についてお聞きしたいと思います。

そういう中で、4者協定には、防犯灯の移管条例はありますか。4者協定。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 4者協定による移管の内容につきましては……。

○9番（瀧口義雄君） 防犯灯だけで結構です。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 防犯灯につきましては、4者協定に基づく移管の対象とはされてございません。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと聞こえないんですけども。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 4者協定に基づく移管の対象とはなっておりません。

○9番（瀧口義雄君） なっていない。はい、わかりました。

ということで、対象になっていないということです。

次に、法令と事例に基づき質問していきますけれども、そういう中で灯火類について、企画財政課と教育課が管理しているものはありますか。あと建設課のほうで何かございますか。灯火類です。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 企画財政課のほうでは、運動施設や公園等の移管に伴いまして、その施設の照明を管理しております。御宿台テニス場付近の11基の照明につきましては、電源の供給元がテニス場と一体でありますことから、テニス場の指定管理者が電気料を支払っております。また、噴水公園付近の11基、その他小公園の8カ所の13基の照明については企画財政課のほうで管理をし、町が電気料支出をしておるということでございます。

○9番（瀧口義雄君） 教育課のほうは今の答弁でよろしいですか。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 今の答弁でよろしいです。

○9番（瀧口義雄君） 建設課のほうは何かありますか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 建設課といたしましては、道路照明という形での移管は受けておりません。

○9番（瀧口義雄君） わかりました。ありがとうございます。

そういう中で、総務課長、残りの灯火、防犯灯を含めて灯火類はどこが所有しておりますか。LEDは後でちょっと載せてありますから聞きますけれども。御宿台、灯火類について残りを。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 総務課所管の防犯灯、これは御宿台に575基ございまして、そのうち155基については、移管を受けて町が所有しております。

○9番（瀧口義雄君） LEDですね。

それでは、法令と事例に基づいてお聞きしていきたいと思えます。

例として、平成25年度までの防犯灯補助事業についてお聞きします。

まず、この要綱、手元に総務課長お持ちだと思いますけれども、1条の目的、これは犯罪の誘発及び不良・有害環境の排除をするためと、これは目的で、もう一つは、2条のほうでは町が設置する防犯灯ですね。それと町みずからが設置したというものと、もう一つは、行政区が要望して設置した町所有の防犯灯、そういうことでよろしいんですね。

そういう中で、もう一つあるのは、これを7条のほうでは、その町所有の防犯灯を管理する

者は、電気代を支払う者という、この2つの条件があるということによろしいですよ。総務課長、いいですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 1条の防犯灯の、これは町がみずから設置し、所有の防犯灯、また区の申請に基づいて町が設置した防犯灯ですね。1条の解釈ということによろしいでしょうか。

○9番（瀧口義雄君） 解釈、どうぞ。

○総務課長（木原政吉君） そういうご質問でしょうか。

○9番（瀧口義雄君） いや、解釈じゃなくて、防犯灯の所有者は町の所有のもの、これを当該防犯灯というということによろしいんですよ、2条、定義が。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） これは、瀧口議員はご質問の中で、御宿台の防犯灯の解釈を。

○9番（瀧口義雄君） いや、御宿台じゃなくて、全体もそうですよね。

今は、25年の補助金について、ほかの区ではそういう形でやっておると聞いておりますけれども、この所有の管理ですよ。防犯灯という2条の定義、それは御宿町みずから設置した防犯灯と、行政区が町に要請して設置した防犯灯。所有権は町ですということを確認しただけです。何か問題ありますか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 御宿台については、平成12年に区が設置されて……

○9番（瀧口義雄君） いや、そういう話じゃなくて、それで定義の話で、それによろしいんですかって聞いているだけですよ。

○総務課長（木原政吉君） 御宿台については多少違いますね、防犯灯については。

○9番（瀧口義雄君） だってこれ、要綱を、定義を聞いているわけですよ。だからその要綱の定義が違うんでしたら、何が違うのかと言ってくださいよ。

○総務課長（木原政吉君） 御宿台区は行政区に移行したときの定めにより、ほかの区と公平に、平等にということ100基分の防犯灯について、防犯灯の位置を特定した移管手続を図ったものを、町が設置したほかの行政区の防犯灯と同じ扱いになるというふうに考えております。つまり……

○9番（瀧口義雄君） それは、ちょっと待って。

○総務課長（木原政吉君） その一方で、防犯灯については町が設置した防犯灯と同等のもの

と認識しております。よって、町防犯灯の設置及び維持管理に関する要綱、第10条の防犯灯の維持管理に係ることでは、括弧書きとしまして……

○9番（瀧口義雄君） ちょっと何条、もう一度言って。

○総務課長（木原政吉君） 御宿町は100灯分の電気料を上限とすると、そういうことで規定しております。

○9番（瀧口義雄君） それはおかしいよ。

要綱は、20年にできているんですよ。だから100基分とかそういう話ではなくて、この要綱がそれで正しいのかと。附則はついていますか。御宿台は抜かすという形ではなくて、100基分というのは載っていますけれども、それはあなたたちが100基分を移管して、御宿台に管理をさせなかったというだけの話ですよ。だから、修理代も電気代も10数年間払えなかったんですよ。払おうとしても払えなかったという、一番最初の区長さんが言っているじゃないですか。ホールディングしてあると。

私はこの要綱に従って質問している。あなたは別枠の、ないものを出してきてそうだと。そんなのは法令法律上ないですよ。じゃあ規則で、補助事業ありますか。補助金は規則によって出されると、今、隣で読んだでしょう。補助事業は実態がありますか。言ってください。2条です。補助事業の交付の規則の2条です。ありますか。

僕が言っているのは、議長の答申どおりに、この25年度がやられたかと。次に進む前に、これを言ってからでないと次に進めないでしょう。あなたたちが言ったのは、行政区の設置条項の1条があるからいいという言い方しているじゃないですか、ね。そんなものはないんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 町の補助金交付規則に当てはめまして、第2条、この中の定義ということでご質問だと思いますが、①の補助金等については、防犯灯の維持管理に関する補助金でございます。補助事業等については、防犯灯の管理に関する補助となっております。補助事業者については、行政区ということで認識しております。

○9番（瀧口義雄君） だから、その補助事業が何ですか。補助事業がないじゃないですか。事業実態がないって前から言っているじゃないですか。

御宿台区には、管理する防犯灯はないと、最初から言っているじゃないですか。じゃあ、あるんならどこにあるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今のご質問の内容につきましては、非常に平成12年からのことに深く



かかわってきますので、私のほうから一言申し上げさせていただきます。実態がないということ、そのようなことにもかかわりますけれども、申し上げさせていただきます。

この質問書の冒頭の部分にもございましたが、御宿台区においては特殊な事情があります。特殊な事情とは、区民が管理費を管理会社に負担納入して、管理会社はその管理費の中から東京電力へ電気料を支払っているという現状ですが、そのような事情のある中、平成12年に行政区が成立しました。町はそれ以降、行政区として御宿台区に対して、根本規定としては地方自治法232条の2に基づき補助金を交付しております。このことを御宿町行政区設置規則第8条で補助をしております。このことは、本年3月の議会で答弁したとおりです。

御宿台区につきましては、平成12年3月に、御宿町で10番目の行政区として設置され、区民イコール利用者となっておりますが、区民と区が一体となった行政区運営が開始されました。行政区を設置するに至る過程で、行政区の活動内容等について、区民による協議がなされまして、防犯灯の管理については、区長の職務として明記されております。これは、御宿台区行政区の区会組織設置についての資料に明らかであります。区長は区の職務を遂行するにあたりまして、その職務を統括し、町行政と円滑に連携し、明るく住みよい町づくりに協力するお立場にあります。これらの内容に基づき、防犯灯の管理に関する活動がなされていると思います。

ちょうど平成12年のころ、瀧口議員ご本人は区長代理をされておりましたね。そのときに、町に、当時の区長さんとお見えになって、ほかの行政区と同じような平等な扱いについて検討してくださいというような趣旨のことを言われたと、私は伺っております。そういう中で、こういうこの区の業務、防犯灯の管理が明記されているんです。それに対して町はほかの区と平等に扱うために、公平に扱うために、補助金を平成12年からつけてきたんです。そういうことなんです。

ですから、これはいろいろと、この1年半にわたる議論の過程にございました。先般も申し上げましたが、この補助要綱の中身に第7条に2つありますけれども、管理に対して町は補助をした。区による防犯灯の管理に関する業務というのは、今申し上げましたように、明らかであります。そういうことを申し上げたい。

○9番（瀧口義雄君） それでは申し上げますけれども、まず、一つの間違いというのは、防犯灯の要綱ができていますよ。その前は規則で対応していたんですよ。規則で対応する中で、区ができたときに100基というのは須賀区と一緒にございます。そういう中で、100基分を御宿台区に西武から移管してやるのが行政の事務の仕事です。

それと232条の2項は、補助金をあるいは寄附をつけるという条項で、それに基づいて要綱、

補助目的をやると。それと行政区に対しては行政事務の補助が出ています。それは250円掛ける世帯数掛ける1万5,000円の均等が出ています。それと、役員にはそれなりの報酬、少ないんですけども出ております。それが行政の活動の原資でございます。

これは要綱ができたときに、100基という明記されておりますけれども、これをそういう形で移管してこなかったと。だから要綱に沿わないと監査と議長が指摘したとおりだと。その事務をどうやって25年度で修正してきたのか。行政区の仕事とそれを混同しないことですよ。

防犯灯の維持管理ということが7条の2項にありますけれども、それは一言抜けているのは、7条に当該防犯灯、これは御宿町所有の、2条の、町が所有した当該防犯灯のことで。その2項で管理というのは、その防犯灯を管理している者が管理すると。行政区は、御宿台はその2条にあたらなから管理すべき防犯灯がないんですよ。

それは西武のほうで、管理会社のほうで月2回、夜1回、管理しているという報告があります。それで、これは蛍光灯の交換あるいは破損等があったら町に知らせてくれと、それは区役員でなくても住民誰でもすることです。僕らも電気が切れていけば西武に言います。そういう中で、じゃあ穴ぼこがあいていたら役場に言う。木が倒れていたら建設課に言う。それは住民として当たり前のことです。電線にビニールがかかっていたらやっぱり役場か東電に言います。それは町民、住民としての当然のことです。それに対して報酬が出ているということはありません。それは行政区の活動の中の一貫です。

というのは、じゃあ先に進みますけれども……。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○9番(瀧口義雄君) ちょっと待ってくださいよ。

○議長(中村俊六郎君) ちょっと待って、町長。

○9番(瀧口義雄君) いいですか。LEDになったときに、じゃあなぜ100基分できたのに、御宿台につけかえなかったんですか。あれは町の所有になりました、155基。そういう中で、そこで100基分つけかえれば何も問題なかった。議長の言うとおり、要綱に沿うことができた。それを事務的にやっていないじゃないですか。町長、西武に155基分の寄附採納を認めて、日常の管理を今年の4月1日まで任せてあったじゃない、3月31日ですか。そのときに振り替えれば何も問題なかった。それを議長は指摘しているんですよ。

当然町の所有という形のLEDができた。それは区長の要望でできた。そういう中で、何でそのときに振りかえなかったんですか。現実的に電気代はそれで何も使わずに、修理代もなくなっています、24年から。使っているじゃないですか。そこへちゃんと町所有のLEDが

100基できたじゃないですか、23年。何で振り替えなかったんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今のご質問に関連しますので、お答え申し上げますが、瀧口議員さんご本人は、今年の2月28日に、監査請求されましたね。この問題で。

○9番（瀧口義雄君） それは個人情報でしょう、あなた。

○町長（石田義廣君） 個人情報は、これは公表されています。

○9番（瀧口義雄君） そうですか。どうぞ。

○町長（石田義廣君） それについて、4月28日に監査委員さんからの意見が出ています。判断くださっております。その中で、今いろいろと申し上げていることは、全部この中に入っています。そして指摘されています。例えば……

○9番（瀧口義雄君） その監査の指摘と、町長ちょっといいですか。これは、監査請求というのは、予算を執行して1年たったらできないんですよ。ご存知ですよ。で、町長の裁量を聞いただけですよ。で、裁量は、それは認めたという形の中で、事務執行に対しては、予算執行は1年間可能なんですよ。そういう中で今回は予算の執行を聞いているわけです。そういう中で、事務手続はどうなったかということを知っているわけですよ。わかりましたか。

そういう中で、この行政区が管理する防犯灯がないというのは、これは事実なんですよ。これは要綱ができる前は、あなたたちは規則でやっているからそういうことは言えるかもしれないですけども、要綱ができて、それに基づいて執行していると。そういう中で要綱に書いてあるのは2つです。御宿町の所有の防犯灯、その当該防犯灯の電気代を払う者が管理すると。この2点ですよ。

そういう中で、これは御宿台が管理する防犯灯は、つけかえてあればいいですよ。あなたは、今年の4月1日に西武鉄道のほうへ文書を出してあります。それで電気代をつけかえてあります。町が今後ずっと管理全てやるという中で、じゃあ何で100基あるものを西武に払わせて、電気代が浮いているんですか。実際払っていないじゃないですか。

要綱ができる前は問わない。時効ですから。そういう中で100基もこれ新たにできたんですよ。この100基を150になっていますけれども、西武のほうへ管理をお願いしている。寄附採納をあなたは決定通知で認めている。そういう中で、もう一つは公文書で御宿台は請求書を出してきている。この請求書を出してきているんですよ。これは西武で、管理事務所のほうで業務報告でお金払ってありますということは言っていますから。この払ったものはこちらに電柱の番号から、12カ月分の電気代から、配置図から、全部請求している。これは電気代で請求して

いる。じゃあこれは何ですか。電気代請求しているんですよ。

それだったら、議長が考えろって言ったのは、じゃあ防犯補助に変えれば何も問題なかった。こっちは西武のほうへ町長が寄附を認めて、日常管理をやっている。この同じ防犯灯、今度は資料添付してあります。電気代から、計算式ですね、防犯灯の番号、配置図、これは防犯灯のお金の請求ですよ。これは西武に一つの公文書は寄附採納決定書を出している。こっちは、この防犯灯の金をこっちからこう請求しているけれども、これは情報公開で聞いたときに電気代の支払いがないと。それともう一つは、御宿台に移管した防犯灯の情報は存在しませんと。存在しないものが何で請求が出てくるんですか。両方とも公文書ですよ。これは、電気代でしているんです。

ここにある155基、町長は西武は管理していいですよと決定書を出している。こちら、これを持ってきて電気代の料金、添付書類見てください。公文書です。で、電柱の番号、配置図が出ている。それで、あなたたちは書類事務審査です。決裁で適合していると、じゃあ何が適合しているんですか。電気代とそれが。決裁判で21個判こ押してありますよ。総務課長。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 少し話が戻りますが、その100基というのは、当時の申し合わせといえますか、ほかの区と平等性を持って対応しているわけなんですよ。町は行政区に対して、やはり公平に平等に扱わなければいけない。ご承知のように、ほかの9区は区費をいただいて、その中から防犯灯管理、電気代を支払う。その9割を町が補助していると。だから1割は地元の負担といえますか、区民が負担しているわけですよ。

御宿台は管理費として取っておりますけれども、この原資は区民ですよ。

○9番（瀧口義雄君） 区民じゃない、利用者。

○町長（石田義廣君） 利用者イコール区民と私は解しております、当時の。

○9番（瀧口義雄君） そうですよ。間違いはないですよ。

○町長（石田義廣君） この原資は利用者であり区民が出しています。

○9番（瀧口義雄君） そうですよ。

○町長（石田義廣君） 行政としては、片方に出して片方に出さないということは不平等になります。

○9番（瀧口義雄君） いや、それは町長、管理するものがないんだからしょうがないじゃないですか。さっき言ったように、防犯灯が存在していないんですよ。御宿台は、利用者が民民の契約で、管理会社が管理して結構ですという判こを押して管理を払っているんです。それは、

管理費の裁量は管理会社にあります。そういう中で、区ができてからいろいろと関与できましたけれども、それまでは全く関与できない、そういう状況です。それと、それに対しては誰もノーと言っていないです。6万円、7万円で全てやってくれるということは、大変、都会の駐車場を見れば何カ月分です。そういう中で管理費云々の話じゃないんです。

私の言っているのは、町長、なぜ100基をLEDが町になったときにつけかえないのかという話と、何で決裁判を押されたもの、電気代で請求されたものが、前と違うんですよ、これは。前は11条がなかったんだ、添付書類が。今度は明らかに決裁判まで押されて適合だと。電気代で支払われているんです。事務補助じゃないんですよ。防犯の見回りとかそういうんじゃないんですよ。

予算には、各区防犯灯補助になっています。防犯活動補助じゃないんですよ。そういう中で明らかにあなたたちは決裁判を21押して、それでそれは正しいと、適合していると。じゃあ適合しているんなら電気代払いなさいよ。払えないものを適合と言っているんですから。

町長は、もう一つは西武のほうへ寄附採納の決定通知を出しているじゃないですか。同じ案件に2つ出しているんですよ。ダブルブッキングですよ。公的な者がやる話じゃないでしょう。情報公開で電気代も払った存在がないと、移管した存在もないと、そういう中で何で電柱とLEDの機能と配置図とついてくんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今ご質問の中で、御宿台の管理者が管理しているのか、電気代を払っているのかというご質問ですけれども……

○9番（瀧口義雄君） いや違う。ちょっとはっきり言って、はっきり言って。

○総務課長（木原政吉君） 移管後もなぜ町のものにしなかったかと、まず1点ご質問がありました。これについては、御宿台利用管理規則の細則の第16条の3において、管理会社が負担するという定めがございます。

○9番（瀧口義雄君） 定めじゃない。

○総務課長（木原政吉君） あわせて、防犯灯の設置及び管理に関する要綱に基づいて、住民の方の7条2項の故障した場合速やかに報告する。そういうことも実際に行っていたいております。

防犯灯の要綱で、3月議会でもご説明しましたが、防犯灯の管理には電気代を払うかどうか、それが1条1項ですね。2項として行政区が防犯灯が有効かつ安全に機能しているように確認に努め、その故障とか支柱の倒壊とかあった場合については、速やかに町長に報告するという

ことになっております。また、第10条、防犯灯の維持管理に関する補助について、係る費用についての補助ですね。この補助金の基礎として電気代を用いるということになっております。4月分の電気料、それについて補助の基準とするということになっています。

それと、管理会社が見回っているという報告が、今ご質問の中でございましたけれども、昨年、25年度は御宿台については調査したところ2基……

○9番（瀧口義雄君） ちょっと聞こえない。

○総務課長（木原政吉君） 御宿台については2基防犯灯が故障して修理しています。今年に入ってから3基修理しています。いずれもこれは御宿台の住民の方、区民の方ですね。あと区役員の方から情報を受けて修理をしているところです。

○9番（瀧口義雄君） それは当然のことですよ。

それと、LEDが故障したらというよりは、町所有のものは、町が全額補償すると、修理するという一項が入っているじゃないですか。

それとあなたが言った、7条の2項は、1条が適用しないものは適用しないんですよ。2条ではっきりと町所有のものといって155基ありますけれども、これは西武に管理は全部委託しちゃってあるじゃないですか。任せちゃってあるじゃないですか。だから、当該防犯灯というのは、町所有の防犯灯のことですよ。解釈を拡大しているんですよ。

最初に言ったように、御宿台区が管理する防犯灯はないんですよ。あれば払えばいいじゃないですか、電気代。232条の2、これだって補助金を出すことはできる。寄附を受けることはできる。出すことができるという条項で、それに基づいて要綱ができるんですよ。

私がさっき言った、決裁判で電気代は出ていると。それは何なんですか。片方は——僕は25年度のことを言っているんですよ。議長の答申に基づいてどうやって改善されたかといったら、改善されていないじゃないか。これを西武に、まだ管理してますよ、25年度中は。これをもって請求した、全て電柱から配置図からあって電気代も請求した。同じ文書が2つ出ているんですよ。

払うなとか払わないじゃなくて、事務手続って書いてあるでしょう。事務手続がこれでいいんですか。決裁判が21押してあって、実際に電気代として請求したものが、払っているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この100基移管のときの事務の、何ていいますか……。

○9番（瀧口義雄君） 町長、25年度の決裁についてお答えください。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれども、監査委員さんが判断くださっています。これは、平成21年度から24年度までの内容についてでございますが、25年度につきましても、町の姿勢、考え方は変わりません。そういう中で改善をして、今年の4月1日に全部町の所有にしたわけですね。それまでの考え方は変わっていないんです。町は。

○9番（瀧口義雄君） わかりました。考えが変わっていない中で、私たちがそう言ったのは、町長の裁量を通して事務手続的なものではないんです。前回までは、防犯灯の指定はなかった。今回は11条に基づいて正式に電気料ということと、電柱その他全て請求して、それが書類が正しいという判断をしている。これは前と違うんですよ。で、同じものが、公文書が2つ出ていると。これは事務上どうなんだと。

決裁判を押しているんだよ、あなたたちは。で、片方は町長名で西武鉄道の社長に出しているんだよ。これは何なんですか。こんなものがあり得るんですか。民間ならこれはとんでもない話ですよ。

そういう中で、議長と監査が要綱に沿ってという形の中で、簡単じゃなかったですか。要綱にあるように、電気代の支払い者を変えると、6条に。なぜ変えなかったんですか。そうすれば何も問題がなかった。

もう一つは、どうしてもやりたいというのなら、防犯灯補助じゃなくて、防犯活動補助に変えれば何も問題なかった。防犯灯補助、これは電気代しか残っていないんですよ、今。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今ご指摘の6条に対する考え方、また、要綱の6条ですね。そして、先ほど申し上げました100基移管のときの考え方、それについては、やはり監査委員さんがご指摘いただいております。そういう中で、最終的な判断をくださっています。これを先ほど申し上げましたように、町の考えとしては25年度も同じ対応をさせていただければということでございます。この判断を重く受けとめまして、真摯に受けとめさせていただいて、今後の事務執行にあたりたいと思っております。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 傍聴席は静粛をお願いします。

（「音を大きくしてくれませんか。聞こえなくて困っているんです」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 聞こえないですか、2階。

○9番（瀧口義雄君） 監査委員は、御宿台区が管理する防犯灯はないということには一項も答えていない。

それともう一つは、突然行政区が管理という7条の2項を持ち出して、それで設置規則を持ち出しているけれども、それはそこにあたらないうですよ。これは、2条の町が所有するもの。それともう一つは、電気代を当該、当該というのは町が所有のものを払うという者は管理するというので、それは御宿台区は該当しないんですよ。その読み間違いがあるんですよ。そういう中で、行政区のことを前面に出していますけれども、行政区は、さっき言ったように行政区補助が出ています。それは平等に出ています。ないものを平等、公平に保つことはできないんですよ。

存在しないものを、それは出していくということは要綱以前は規則でやっていたって、それだって本来は問題があるんですけれども、要綱ができた時点で、明確に町が所有するもの、その所有する当該防犯灯の電気代を払う者が管理すると。払っていないからそれ以降、2項には進めないんですよ。

それともう一つは、御宿台区は町所有の防犯灯を管理していないんですよ。西武プロパティーズが管理しているんですよ。だから一切ないんですよ。管理するものは存在しない中で補助金を出すことはできないんですよ。そういう中で、議長が言ったように、振り返れば何も問題なかった。だって電気代の量、電柱、配置図が出て、それで適正とするんですか。両方同じ問題が、公文書が2つ出ている。これが問題だって私は言っているんですよ、最初から。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 行政区の管理する防犯灯が存在しなかったということは、非常にそういうご意見は町としては認めるわけにはいかないんですが、ということで、平成12年、先ほど申しましたけれども、行政区ができたときに瀧口議員さんが役を代理をやられていて、町に来てご要望されたと思うんですけれども、ほかの区と同じような形に。そういう中で、町はお話し合いの中で補助金を出させていただいた。防犯灯の管理というのは区の業務に明記されている。ですから出させていただいた。当時は、こういうことは余り言いたくないんですが、そういう中で、そうしたらその当時は防犯灯は全然管理されていなかったんですか。

○9番（瀧口義雄君） じゃ、ちょっと待ってください。

そのときにそういう話があったら、私は言わなかったんですけれども、事務上町は西武と交渉して須賀区と同じ100基分を移管を受けて、御宿町に管理させるべきの事務を怠ったんですよ。私たちは、そこまでは言う話ではないと。平等にするという、須賀区と平等にするという中で、西武から移管を受けて御宿台に管理させれば何も問題なかった。

それともう1点は、要綱ができてからやっぱりそこで見直すべきだった。要綱も何もなかつ



たと。LEDができたときに、100基分をつけかえれば何も問題なかったじゃないですか。で、議長や私たちが指摘した今年も、100基分つけかえれば何も問題なかった。何でやらなかったんですか。

だって、普通公文書が2通出るのはおかしいですよ。同じ問題、それを適正だと言っている。適正なら払いなさいよ。払えないでしょう。払う相手がいないんですから、東電に。町長、25年度の事務処理を言っているんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 瀧口議員が御宿台には補助金……

○議長（中村俊六郎君） 総務課長、聞こえないっていうから大きな声で言って。

○総務課長（木原政吉君） はい。補助金の支払い目的であります防犯灯の維持管理にしようがないということでございますが……

○9番（瀧口義雄君） ちょっと聞こえないよ。上で。

○総務課長（木原政吉君） 町としては、電気料支払い以外にも防犯灯の維持管理費用はあるという認識でございます。

それというのも、御宿町防犯灯の設置及び維持管理に関する要綱、第10条において補助金の交付等の対象となる事業は、防犯灯の維持管理に係る費用とされております。また、要綱の7条によれば、防犯灯の電気料の支払いとは別に、防犯灯の管理の行為がございます。以上のことから、要綱の上でも防犯灯の維持管理につきまして、電気料金の支払い以外にも維持管理行為があることが前提となっており、要綱はこうした維持管理行為全般を補助する目的で、補助金として交付する趣旨で作成されたものでございます。

御宿台区においても、電気料の支払いとは別に、区の活動として防犯灯の維持管理が実施されております。係る活動を補助する目的で、要綱に基づく補助を交付しているところでございます。

○9番（瀧口義雄君） はい、いいです。ちょっと待ってください。

基本的な間違いは、それは民間の所有するものに対しての話ですよ。これは、あなたよく読んでくださいよ。2条を言わなかったら、下におりていかないんですよ。要するに基本的なものは、町がみずから設置したものと、行政区の要望に応じた町が設置したもの、これが防犯灯なんですよ。要綱で規定する。わかりますか。

あなたたちは、民間もマンションも個人の家も、みんな一緒くたにしているんですよ。この規定は、よくできているんですよ。御宿町が所有している防犯灯だけなんですよ。わかります

ね。これは2条で明確に規定されているんですよ、定義で。だから、民間のものは含まない。で、御宿台にあるLEDは、町長が寄附採納を認めている。だからないんですよ。あるんなら言ってくださいよ。

定義はそうなっているんです。町の所有の防犯灯に対する要綱なんです。民間のマンションの電気まで管理しろとは言っていないんですよ。町が所有する防犯灯、これは第一定義です。それをあなたたちは行政区だ何だかんだわけのわからない枝葉の話をしていますけれども、この防犯灯の要綱というのは大変よくできています。これは第一義が町が所有する防犯灯のことなんです。その管理と維持なんです。

御宿台区はLEDしかないんですよ。LEDは町長が寄附採納を認めていると。西武のほうでは業務報告でちゃんと管理していますという報告をいただいていると。だから御宿台で管理する、弁護士も言っているでしょう。御宿台区は管理する防犯灯は存在しないと。存在するなら言ってくださいよ。あとはみんな民間の防犯灯ですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 御宿町が、管理会社西武鉄道からの、所有者である、蛍光灯ですね、防犯灯、今575基で町が移管を受けた以外の防犯灯と同じタイプを、23年4月1日に移管を受けていると思います。移管を受けて、それをLEDにしたということでございます。

○9番（瀧口義雄君） だから承知していますよ。だからLEDは町のものだと。それを町のものだから町長は西武鉄道に寄附採納を認めますと言って、日常の管理を任せてあると。だからないんですよ、管理するものが。町長の公文書で任せてあると。だから御宿台に管理する防犯灯は存在しない。あとは民間のものですよ。

民間のマンションを区役員が管理するわけにいかない。それと同じですよ。これは2条に明確に書いてあるんですよ。だからなぜ電気代を、議長が要綱に沿ってというときに、適用しなかったのか。これは……

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員、質問の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時56分)

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時47分)

---

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 先ほど要綱の第1条、第2条で瀧口議員からご質問があった件について、まずは1点ご説明させていただきたいと思います。

防犯灯設置及び維持管理に関する要綱の第1条、これは町が設置する防犯灯ということでございます。それと第2条については、町がみずから、または行政区の申請に基づき町が設置したものを言うということでございます。

御宿台にありますLEDの防犯灯については、23年度に国の環境対策事業を活用して、防犯灯のLED化を町が各地区やっています。そのときに御宿台からもLED化の要望を受けまして23年4月に、その前提として西武から移管を受けたということでございます。

○9番（瀧口義雄君） 同じ説明を2回しています。私は当時の区長がLEDのときに、当時の総務課長に要望して、100基設置したということは言っております。それは町の所有だということも承知しておるということは言っており、何も異論はないと。そういう中で管理は、日常の管理ですね、町長から西武鉄道の社長へ寄附採納を認めているということも承知しております。155基のLEDは、町の所有ですということも承知しております。それはちゃんと書いてあるじゃないですか。言っているじゃないですか。

その中で、町長は155基全部を西武鉄道に寄附採納を認めていると。それは今年の、26年3月31日まで認めていると。それで4月1日から御宿町が要綱廃止に伴い、LED155基は町が直接電気代を支払いますということの通知を出しているという中で、26年3月31日までLEDは管理会社が管理していたということで、管理するものがないと。あとは全て西武管理会社のプロパティーズのほうで管理しておるということの事実でございます。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 実際に、この要綱の7条の2、行政区が……

○9番（瀧口義雄君） だから言ったでしょう。7条の2は……

○総務課長（木原政吉君） それについては実際に……

○9番（瀧口義雄君） ちょっと待ってよ、あなた。

○総務課長（木原政吉君） 行政区はということでございます。

○9番（瀧口義雄君） 言ったでしょう。じゃあ2条を読んでみてくださいよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 第7条……

○9番（瀧口義雄君） 7条じゃない。2条を読んでください。

○総務課長（木原政吉君） 第2条ですか。

○9番（瀧口義雄君） 第2条。

○総務課長（木原政吉君） この要綱において防犯灯とは、夜間において道路歩行中に発生する犯罪及び事故を未然に防止する目的をもって、町がみずからまたは行政区の申請に基づき町が設置したものを言う。

○9番（瀧口義雄君） そのとおりです。

だから町が設置したものは御宿台にはLED155基しかないということです。そのLEDの155基は、管理会社が電気料金を支払っていると。電気料金を支払う者が管理すると書いてあるじゃないですか。だから、西武鉄道は管理していると。

よく読んでください。者はって書いてあるんですよ。行政区はと書いてない。よくできているんですよ。それで、当該防犯灯というのは町が設置した防犯灯、所有の防犯灯ということなんです。よくできているじゃないですか。それをあなたたちがないものがあるような形で言っているからそうなんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 町の、行政区じゃないですよ、公営という意味で申し上げますけれども、電気料金を支払う者、実際にはほかの区も区民が払っている。御宿台区も管理費としては払っている。その中に電気料金が含まれている。

（瀧口議員「それは話が違うよ」と呼ぶ）

○町長（石田義廣君） そこは非常に大事なことでございますけれども、考え方として電気料金を東電に払っているのは管理会社ですけれども、実際に原資は各区民が払っている。そこに私は公平・平等性を見ているので、それに対して町は公平に対応させていただいているということです。

（瀧口議員「町長、それは流用っていうんですよ」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員、指名されてから発言してください。

（瀧口議員「はい、わかりました。すみませんでした」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員。

○9番（瀧口義雄君） それは、全く違うということです。これは要綱があって、補助目的、使途が特定されているということで、これは防犯灯の電気料金、もうそれしかないですからね、24年から。電気料金を払うという要綱なんです。町長の言っているのは、行政区の補助、事務補助です。それはいかようにも使っている金、そういう形で防犯活動はできます。もっと言えば御宿町防犯町づくり条例もございます。そういう中で出している行政補助費は自由に裁量

で使えるお金です。

これは、使途が限定されているんですよ。最初に読み上げたでしょう、補助金は3つの要綱があると、大事なものが。性格があると。その中で使途が限定されていると。限定しているものを違うところへ使っているんですよ。それは24年のときに指摘して、25年は改善されるという中で、全く改善されていない。

これを是正するには3つしかないんですよ。1つ目は、監査、議長の指摘のように要綱に即して交付、LED100基を管理会社から電気料金をつけかえれば、要綱の2条、7条の1に適合して正常になります。もう一つは、町長が以前答弁していたように、御宿台を要綱から外す。もう一つは、要綱を全廃し、各区の防犯灯を町が一元管理する、これは4月からと。

ということの中で、全く議長の言ったように要綱に沿ってという形の答申がなされている中で、全く何もしなかったということが1点と、もう1点は、公文書が、決裁文が出ていると、2つに出ていると。それが問題だって言っているんですよ。要するに、適合しているっていつて、どこが適合しているんですか。規則、要綱、どこが適合しているっていつていうんですか。決裁判が21押されているんですよ。一つは西武鉄道のほうへ、寄附採納を認めているという中で、今資料を配らせてもらいましたけれども、議長の許可を得て。

○議長（中村俊六郎君） まだ配っていないよ。

○9番（瀧口義雄君） そうですか。じゃあ議長、許可があったら配らせてください。

○議長（中村俊六郎君） はい。

○9番（瀧口義雄君） お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員から資料の請求がありましたので、配付させていただきます。

（「議長、資料を検討します。休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） ここで午後1時まで休憩いたします。

（「まだ始まったばかりじゃない。さっき10分って言ったのが50分休憩したんだよ」「何やっているんだ」「こんなばかな話あるかよ。住民無視だぞ」「きのうだって2時半に終わってたぞ」「10分って言ったのに、なぜ50分も休憩するのに理由の説明もなく、すみませんの挨拶もなく始まるっていうのは、住民を全く無視」「おかしいぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 午後1時まで休憩します。

(午前 11時56分)

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 瀧口です。

議長の許可がありまして資料配付をさせていただきました。これは、26年3月31日までLEDは西武鉄道の管理会社が管理しているということと、これは町の町長の文章でございます。それともう一つは、電気代を支払ったという証明はないという町の情報公開の文章。それと、管理会社は25年度分は電気代を支払っておりますと、それと管理も書いてあるようにやっておりますと。それで、今年の4月1日からLED155基に関しては町が全て管理するという話でございます。という中で、LED155基については、26年3月31日まで管理会社は管理していたということでございます。

そういう中で、2点ほどちょっと読ませていただきます。

まず、事務手続という中で、監査の指摘ですね。

この時点で町の事務適切とは言えない点が認められる。要綱6条に規定あるように、防犯灯の電気料は東京電力と当該電気料を支払う者が行うことになっている。ただし、町と行政区が協議してという第2項ですね、それが書いてあります。よって、要綱6条の規定に基づく協議を行うことが町において必要であったと指摘する。町も御宿台も要綱に沿った協議等を行っていれば、このような事態になることはなかったと判断する。

また、平成23年度に西武鉄道から町に防犯灯100基が移管された際も、防犯灯要綱の整合性のみなしを行うなど、事務手続の点検がなされていけば、町みずから業務に対する点検不足を指摘せざるを得ない。そして、要綱の趣旨は補助金の使途用途の目的などを、町が御宿台区に十分に伝えていなかったため、御宿台においても補助金に関して認識不足があった。

あといろいろと書いてありますけれども、これが事務手続に関する監査委員の指摘でございます。

それと、もう1点は、行政区の防犯活動に使っていたと。またイベント、区の振興等に使っていたと。行政区設置規則1条は運営と目的を定めたもので、総務課長の言うとおりでございます。各区には、1条の運営と目的を果たすために、御宿町で行政区補助要綱に沿って1世帯

当たり250円掛ける各世帯数プラス均等割1万5,000円の行政区補助をしています。行政区が自由裁量で多様な形で使える補助です。防犯活動、住民との連携等きずなもそうです。福利厚生に使用しています。御宿台区も同様です。また、区役員には多少ですけれども、報酬が支払われております。活動の対価でございます。

ほかの区は電気代、修理代を目的どおりに、東電修理費と使用しております。行政補助としては使用しておりません。御宿台区には行政補助が平成12年から交付されています。防犯灯補助は使途目的が明確に限定された電気代と修理代であります。行政区設置規則第1条の活動補助金ではありません。また、御宿台区には1条、2条、7条により、補助金交付対象ではない、管理する防犯灯が御宿台にはない、存在しておりません。これは弁護士が指摘しております。補助事業がない、存在していないからというのは、規則2条で補助事業者にはなり得ないと。補助の防犯灯の設置及び規則管理の要綱の圏外ということです。

わかりやすく言うと、給付と補助の違いはありますけれども、児童手当ですね。子供のいない人には給付できません。子供がいても二十歳とか年齢制限がございます。それと住民票があるということ。それと所得制限があるということ。そういうものをクリアしないと子ども手当はもらえません。これは子供がいないのに子ども手当を申請しているのと、給付と補助の違いはありますけれども、わかりやすく言えばそういう形でございます。また、知らなかった、認識が薄かったという答弁でわかるように、規則、要綱に適合していないから区の防犯活動などに使っていたという、総務課長の釈明には合理性に欠けます。

それならば、この4月から補助制度を廃止、事業費でやる中で、18万円の防犯灯活動費を支給しなければ整合性がないじゃないですか。そういう中で、道路に穴があいたり、倒木があったり漏水を見つれたりするのは、区役員でなくても誰でも通報します。電線が下がったりしていれば、これはもう住民の常識の範囲で、そういう関係者、町や東電に連絡いたします。特別にお金が、そのために費用が出るわけではありません。

そういう中で、御宿町は防犯用に区に補助は出していません。治安維持、防犯対策は御宿町防犯町づくり条例でしっかり対応がとれています。カメラの設置とか、総務課長が大分ご尽力しております。そういう中で予算書では、各区防犯灯補助です。明確に規定されております。防犯活動補助ではございません。その点を認識を間違えないようにしていただきたいと。

それと、じゃあなぜこういう形で監査の指摘を受けたかと、じゃあなぜ要綱を、総務課長、20年に新たにつくったんでしょうか。

要綱を20年につくりましたよね。じゃあ何で要綱をつくったかと。要綱は今までなかったで

すよね。規則で対応しておりましたよね。そういう中で、なぜそういう形になったのかと。それともう1点、あなたたちは、区はそういう形で使っているというそのお金は、1円たりとも条例、規則、要綱に沿わなきゃ使えないと。どこに、その要綱の中に補助金の防犯灯の要綱に書いてあるんですか。2点。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 20年の要綱制定、これについては、12年当時補助金の交付規則はありましたが、それぞれの上で補助金に関する要綱がございませんでした。内規でやったという状況がありました。これについては改めて、その都度要綱をつくっているんだと。これは防犯灯だけじゃなくて、ほかのことも踏まえてやっている状況でございます。

それと、2点目の防犯灯の要綱に、どこに補助と書いてあるのかというご質問ですけれども、私どもが使用しています防犯灯の管理については7条の1と2というのがございまして、行政区が管理をしているということです。2項については、行政区が防犯灯がかつ安全に機能しているかの確認に努め、3項ありますけれども、各号の事態を発見したときは速やかに報告するというようになっております。維持管理に関する費用について補助をするものでございます。

○9番（瀧口義雄君） そのとおりでと思いますけれども、これは再三言っているように、この要綱は大変よくできていると言ってあるでしょう。

防犯灯の管理は当該防犯灯における電気料金を支払う者と。当該というのは町が所有するものと、2条で、何度も申し上げております。そういう中で、支払う者と、行政区とは書いていないんですよ。当該というのは町が所有している防犯灯ですよ。民間のものは関係ありませんよね。マンションとか個人の、私のうちとか、そういうのは関係なくて、町が所有している防犯灯。そういう形でそれを支払う者と。ほかの区はみんなそうっております。御宿台はそれは電気代を支払っているのは町長が認めている管理会社でございます。だから、その次のページにいけないということですよ。

行政区はという、これは当該防犯灯を管理している者。御宿台は管理しておりませんので、そこに行きつけないという、この2つのものがあるんですよ。さっき言ったように、子ども手当でございますね。それはまず子供がいるということ。養子でも何でもいい、子供がいると。で、住民票があるということ。それと年齢制限があると。所得制限があると。それでみずから申請するという中で、これ似たような形でその制限を加えていくと、補助事業が存在しないと。規則の2条ですね。そうしたら補助事業者となり得ないということですよ。

補助事業者になり得ないということは、補助金の申請ができないということです。区の運営



に使うとか何とか、そういういろいろとっておりますけれども、最初に3点申し上げました。使途は特定されていると、特定性。これが補助金の3つの要素の大変大事な要素でございます。それがないと。ないから御宿町では要綱をつくって規定したと。監査の指摘どおり要綱ができたときに区と協議して、その要綱に沿ったようにという監査の指摘のとおりだと思います。

それを議長も、今年そういう形で答申してございます。そういう中で、今年度はそういう形で全くそういうもの、区とは協議したと思うんですよ。区長との会議も載っております。そういう中で、この要綱に沿った形の中で、要綱に準じて、規則に準じてやったものは一つもないと。

それともう一つ、適合しているということで決裁を仰いで、21の決裁判が押されていますけれども、適合しているというのは何が適合しているんでしょうか、総務課長。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） この要綱の中で、防犯灯の維持管理に関する補助という第10条がございまして。行政区の管理する防犯灯の維持管理に関する費用について、これの算出基準でございまして。これについては、4月分の電気代に0.9を乗じた額以内ということでございまして。

これについて申請する場合については、第11条で定めてございまして、行政区で管理する防犯灯に係る電気料は、行政区が管理している防犯灯数が確認できるもの、7条第2項で御宿台にお願いしています事業の確認できるものでございまして。

○9番（瀧口義雄君） 全てないじゃないですか、それに該当するものは。

全て、今読み上げたものは、西武鉄道が全部、管理会社ですね、管理しておるじゃないですか。あなたが読み上げたものはゼロじゃないですか。確かに書類はそういう形でこっちから出ていますけれども、これはこっちで全部管理している。読み上げたものは何もないじゃないですか。管理する防犯灯がゼロじゃないですか。どの防犯灯を管理するっていうんですか。

私が言ったように、マンションのものを区役員が管理するわけにいかない。管理するものがない。それは情報公開で今読み上げませんという、配付したとおりでございます。ないんです。ないものはどうして適合なんですか。

それと2点、もう1点ね。西武鉄道へ寄附採納の決定書を出している。これは3月31日までそういう形になっている。こっちには今適合だと、同じものが出てきていると。これ、電柱から番号から配置図から電気料金まで、同じものが公文書で適合だと。どっちが正しいんですか。

総務課長、町長の出した公文書2通、どっちが正しいんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 2通のやつは、2月17日付の文書と3月27日の文書という解釈でよろしいわけですか。

○9番（瀧口義雄君） いえ、違います。

違うというのは、4月1日以前にLEDの寄附採納を認めた文書がございますね。100基と55基ですね。55基は25年5月10日でございます。そのときに電気代を55基分と含めて100基分を決定書を出している。もう一つは、区役員が出してきた申請書がございますよね。それを適合としたと。同じ一つのをこっちもお願いして公文書が出ている。こっちも同じ文書を出してこれが適合だと。どっちが正しいんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ご説明しましたように、御宿台については7条の1項、電気代については払っておりません。7条2項の維持管理をお願いしているということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 瀧口君。

○9番（瀧口義雄君） 言っていることがごちゃごちゃですよ。

西武鉄道の管理会社が、電気代とか管理とか全てやっていますと。またやっってください、やって結構ですと認めている。で、御宿台には区が管理するものは、もう全て民間会社がやっているという中でないんですよ。ないものをどうやって管理する。それは公文書が2つ出ていると。7条の2項まで行きつかない。当該防犯灯というのは町が所有する防犯灯で、何回も言わせないでくださいよ。

そういう中で、行政区が管理する防犯灯はないんですよ。あるんなら何があるんですか、言ってくださいよ。あなたは番号全部知っているでしょうから。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほどの総務課長の説明の中にもございましたが、平成12年当時、ご承知のように100基分ということで、そういう話で補助対象になったということでよろしいですね。

○9番（瀧口義雄君） それは、24年以前は問わないという話はしましたよね。それで、町長、話して申しわけない。25年度の事務手続について質問すると。24年以降は全て時効で、議長が仲裁してくれましたので、それはそれでよしとする中で、それを指摘を受けていながら、監査の指摘も受けていながら、何で同じような轍を踏んだんだと。公文書まで出ているから事務手続上どうなんだと。同じものに対して、民間ならこれとんでもない話ですよ、同じものに対して同様の文書が出ていると。それで、情報公開です。出ているように防犯灯の電気代は払って

いないというのと、こちら側はちゃんと維持管理、保守点検、電気代も支払っていますという2つのものが出ていったと。こっちは適合だと。こっちは真つ当だと。じゃあどっちが真つ当なんですか。素人目にはわかりませんよ。

それが行政区の活動、防犯活動に使っていると。それは流用なんですよ。最初から言っているでしょう。補助金は3点の要綱があるという中で、一番大事な使途が特定されていると。これは特定されているんですよ。電気代と修理代なんですよ。それは、要するに夜道を歩いて大変危険だから、未然に防ぐために防犯灯を設置すると。それは設置目的なんだよ。その防犯活動をしろという要綱ではないんですよ。防犯灯がそういう機能を持っているから要望があったら設置しますよと、また町みずからも設置しますよと。そういう中で町が設置した防犯灯の電気代を払う者が管理者なんですよ。補助事業対象者なんですよ。わかりますよね。

そういう中で、12年からいろいろと連絡員の話もいろいろと改正されていると来ています。それが立ち上がりの区で当初の総務課長が大変、総務課長と私が行政区をつくり上げたという自負を持っております。そういう中で、いろいろと合意をつくるのに当時の総務課長は努力してくれました。そういう中でだんだんそれではいけないという中で、連絡員の報酬を補助に変えたと。で、区で使えるようになったと。それも打ち切りになったけれども、これもそのままではいけないという中で要綱ができて、大変立派なものをつくってくれました。そういう中で監査の指摘のように、今私が読み上げたような事務手続の中で指摘されたものを、議長が答申したものを25年度やっていないからなんですよ。

こんなの出すのは簡単なんですよ。あなたたちは全然そういうあれしなかったけれども、行政区防犯活動補助にすれば、何も問題なかった。綱島、当時の総務課長は、報酬は個人に払うものだと、連絡員ですね、それはなかなかいけないと、区と協議してやっぱりそういう形で、少しは行政事務の連絡あるいはそういうものがあるという中で、行政連絡補助に変えてくれた。そうしたらそれは区で自由に使えると。これも最初に言ったように、3点しかなかったんですよ。町長が言ったように、要綱から御宿台を外す。これは町長の答弁ですよ。あるいは、要綱全廃。これは4月1日からやりましたね。もう一つは、要綱に沿って100基分のLEDの管理を御宿台に任す。この3点しかなかったわけですよ。

それで、町長の選んだ方法は、LEDを含めて全部防犯灯は御宿町が4月1日から管理すると。この是正の3点のうちの一つをとったわけです。それはそれでいいんですけども、総務課長は、ここ何十年続いた制度を需用費に変えたと、そういう大切な部分を一言も説明も何もなかった。てめえの給料のときだけ協議会、総務委員会と。これだけのものを抱えていて議会

あるいは総務委員会、協議会、そういうものを全く開かなかった。

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員、時間もないんで、時間内に1回町長の答弁を聞いてください。

石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろと同じ……

○9番（瀧口義雄君） 議長いいんですけれども、適合するというものの答弁と公文書が2通出ている答弁はいただいておりますので。

○町長（石田義廣君） 適合するということについて私も意味がよくわからないんですが、私の答えがずれていたら申しわけないんですが、同じ防犯灯を管理会社が管理して、町民が管理しても、これは全くよろしいですね。

○9番（瀧口義雄君） 町民が管理しているってどういう意味ですか。

○町長（石田義廣君） 区の成り立ちからいきまして……

○9番（瀧口義雄君） 御宿台のことね。

○町長（石田義廣君） 御宿台のことです。御宿台の区民が同じ防犯灯を管理会社が管理して、区民が管理する。これは全く整合性がありますね。片方だけ管理するという……

○9番（瀧口義雄君） だって区民は管理というよりは電気代が……議長、すみません。

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員、町長答弁しているので終わってからにしてください。

○町長（石田義廣君） そのようなことで、時間がございませぬが、当初から申し上げましたとおり、町といたしましては、今後の規定としては自治法232条の2、そして行政設置規則の第8条によって補助を出してきたわけでありませぬ。そういう中で、改善ということで、議長さんからご通知いただきました、今年の3月7日ということで、3月31日に改善させていただいたと、現状のように改善をさせていただいたということでございませぬ。

先ほども申し上げましたけれども、24年度までの町の行政区に対する認識と、25年度は、本質的な内容は変わりませぬが、ただ改善ということがございませぬので、そのように改善させていただいたと。監査委員さんのご意見等を十分に重く受けとめて、これから事務執行に当たりたい。

以上でございませぬ。

（瀧口議員「議長、最後に一言ございませぬ」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） はい、時間だよ。

○9番（瀧口義雄君） 232条も、これは補助金を出していいという規定でございませぬ。それ

と私が再三言っているように、これは補助要綱に適していなかったと、適用外だったと。答弁も全部中途半端で何もない。要するに補助事業者とはなり得なかったということです。

以上です。議長ありがとうございます。

○議長（中村俊六郎君） 以上で9番、瀧口義雄君の一般質問を終了します。

---

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（中村俊六郎君） 続きまして、3番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

通告に従いまして、本日は町長の政治姿勢についてということで、6点についてただしてまいりたいと存じます。

まず、第1点であります。総選挙の結果と町政について町長のご見解を賜りたいと存じます。総選挙の結果は、政権与党が圧勝と伝えられておりますが、昨年の参院選より自民は80万票、公明は25万票減らしております。自民党は改選比4減、民意を最もあらわすと言われる比例では、得票率が33%であり、大政党が有利になる小選挙区では得票率が48%にもかかわらず、議席占有率が75%になるなど、民意が大きくゆがめられていると言わざるを得ません。

首相はこの道しかないと言っておりますが、1年半後の消費税10%への強行、原発再稼働、海外で戦争する国づくり、格差を拡大するアベノミクス、TPP推進、沖縄で新基地建設、これら主要施策のほとんどで国民過半数が反対を表明しております。現に沖縄では、新基地建設反対派が知事選に続き、選挙区で完勝しております。

日本共産党は国政でまだまだ小さな政党でございますが、国民の願いに沿った5つの転換を訴えてまいりました。一つは、消費税に頼る税制改革ではなく、富裕層や大企業への応分の負担を求めることと、大企業の内部留保を活用し賃金を上げたり、中小企業の単価を引き上げて経済を活性化させることにより税収を増やし、10年間で合わせて40兆円の税収を増やす財政改革です。平和の問題では、軍事力による解決ではなく、憲法9条を生かし、東南アジア諸国で取り組まれている、粘り強い対話で紛争を戦争にしない取り組みを北東アジアに広げる。北東アジアは、平和協力をそう提起しております。

そこでお伺いいたします。首相はこの道しかないと言っておりますが、この道の先はどのようなのでしょうか。平和や暮らしについて、多くの国民、町民が不安に思っております。総選挙の結果と町政について、町長の所感をお聞かせください。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 総選挙の結果と町政についての所感というご質問でございますが、このたびの衆議院議員総選挙につきましては、皆様方もよくご承知でございますので、詳細については言及することを省かせていただきますが、これまでの経済政策、外交、安全保障などを含めまして、とりわけアベノミクス経済政策は国民の皆様の信任を得たものと認識しております。これからの先の道は、アベノミクスを完遂することにより、デフレ脱却、経済再生がなされまして、景気回復への波が地域に波及することを願っております。経済再生により、さらに財政再建、充実した社会保障制度へと道が開けることを期待しております。

国の政策の大きな柱の一つとして地方創生がございますが、昨日貝塚議員さんのご質問にもお答えいたしました。国の地方創生政策をしっかりと取り込んで、地域の活性化を図るため、国・県とも連携し、施策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（石井芳清君） 町長の所感ということで承りました。

次に移りたいと思います。

2番目でございますが、町民清掃についてお伺いをいたします。

御宿町は町民の環境意識が高く、個人・団体の努力で非常にきれいな環境が保たれております。ボランティアの基本は自発的であると考えております。町民の中には、障害をお持ちの方、仕事を持った方など、さまざまな条件があります。もちろん強制するような文言はありません。しかし、防災無線で今日は町民清掃日ですと放送されます。参加したくてもできない状況では、心の負担になると考えます。また、同じ日に町主催のイベント等がバッティングすることも大変多くなっており、町の施策としての整合性が問われます。町の考えと今後の方針についてお伺いをいたします。

まず、町民清掃、延べ参加人数、そしてその費用についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） まず、町民清掃にかかわる延べ参加人数と費用についてお答えをさせていただきます。町民清掃につきましては、7月と8月を除き、毎月第3日曜日に実施しております。参加人数につきましては、実施月や行政区により状況は異なりますが、町全体の平均では、1回当たり800人程度のご参加・ご協力をいただいております。年間延べ人数では8,000人、世帯別で見ますとおおむね3割ほどの参加と把握しております。

費用といたしましては、収集にあたる職員の休日勤務手当のほか、収集車両の燃料費、ごみ

袋代等で、年間37万円程度となっております。また町民清掃におけるごみの年間収集量といたしましては、可燃ごみ11トン、不燃ごみ1トンの計12トンであり、草刈り作業等の多い5月、6月、9月は、収集量が例年多い傾向にあるということでございます。

○3番（石井芳清君） 了解しました。

次に、海岸清掃について伺います。

海岸清掃については、ショベルローダーであります。この運行経費と人件費ですね、それらについてお伺いをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 海岸清掃につきましては、毎週金曜日を海岸作業日として確保し、環境整備員4名と大型重機、ホイールローダーにより、対応を図っているところです。大型重機につきましては、原則火曜日と金曜日の週2回、稼働させておりますが、ビーチクリーナーにつきましては、購入から12年が経過し、ごみの収集能力が著しく低下していることから、細かなごみ袋については環境整備員の手作業により対応をしているところでございます。

また今年度は、ボランティアや行政区など、多くの方のご協力をいただき、7月と9月にビーチクリーンキャンペーンを実施したほか、御宿中学校の全校生徒による海岸清掃も、6月27日に実施をしていただきました。

また、運行経費と人件費ということでございますが、おおむねホイールローダーにつきましては、1回当たりの稼働で燃料代が1万円程度で、人件費につきましては8,000円程度というところで推移をしております。

以上です。

○3番（石井芳清君） 機械そのものの値段について、購入金額について。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 機械そのものの購入につきましては、ホイールローダー等でおおむね600万円程度での購入になります。

○3番（石井芳清君） それは何年ぐらい稼働できるんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 現在購入したものにつきましては、12年稼働をしていると思います。

○3番（石井芳清君） それから、運行経費の中で、1万円というのが1回なんですけれども、先ほど言った回数の中では、今般も補正のほうではまた燃料費ですか、補正が出ておられるよ

うでありますけれども、年間として運行経費、オイルだとか整備だとか、そういうのもかかると思うんですよ。そういうもの。

それからもう一つ、海岸清掃についてですけれども、先般私の住む布施地区にも海岸清掃を呼びかけるチラシが配布をされておりました。これは前回の協議会か何かで一度ご指摘をさせていただいたわけでありまして、こうしたものを今後町が積極的に町内全域に対して呼びかけるのかどうか。最初の町民清掃全体にも係る問題でもありますけれども、それとの兼ね合いでこの海岸清掃について、もう一度答弁いただきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） まず初めにビーチクリーナー等の経費についてでございますが、現在ビーチクリーナーにつきましては老朽化をしており、運行していないことから、大きい修繕料についてはかかっている状況です。ホイールローダーの運行経費でメンテナンスにつきましては、年度によって修理をする箇所によって前後はございますが、平均的な推移といたしましては50万円程度の修繕料がかかっているところです。

また、燃料費につきましては、基本的な繁忙期を除いた月については大体月5回から10回程度、これについても海岸の状況等によりまして、ここが大分変わるものがございます。そうしたことから、繁忙期を除いた月、10カ月については平均5回といたしますと、燃料費で50万円程度、夏については原則毎日運行しており、その経費については年間で70万円から80万円程度の燃料費がかかっているというような状況でございます。

また、今後の海岸清掃等につきましては、冒頭で石井議員さんからも、参加したくてもなかなかできない方への対応をといるところも含めまして、現在の状況、ご高齢やご家庭の事情等により町民清掃等に参加できない場合のケア、それから高齢化の進展、就業構造の変化等も踏まえまして、衛生委員会議等で各行政区の事情を伺いながら、町民にとってより有意義で効果的な方法等について協議検討してまいりたいと考えています。

○3番（石井芳清君） 了承しました。

もう一つ、次の質問のところの答弁も今いただいたようにも思いますが、イベントなど各地行事とバッティングについてということで、それと今答弁いただいたんですけれども、今後のそうしたボランティアのあり方。今般は、この町民清掃という中での質問なわけでありまして、さまざまな形で大変ありがたいんですけれども、町民の皆様がボランティアにご協力をいただいて、一口に言って町づくりにご参加いただいているわけですね。

それと、できる人はいいいんですけれども、今答弁を前倒しでいただいたわけでありまして



ども、なかなか参加できないということもあって、それは今、ごみについて質問しましたので、衛生委員会議でそうした区との相互調整を図っていきたいということだろうと思いますけれども、それと今、私が質問しておりますイベントなんですよ。大変大きなイベント、そういうときに、秋口が大変多いわけですが、町内においても各区でさまざまなイベントが余り、大体祭日が最近多いですので、そうするとさまざまな行事とバッティングすると。見てみますと多くの方々がそれぞれかけ持ちで、次から次へということだろうと思うんですね。だからそういうところを今後どうしていくかということは大事だと思うんです。

そういう中で先ほど言った海岸清掃のチラシが全町、少なくとも私の住む地域に配られたというのは、非常になぜかなど、役員の方も思いましたし、私もそれについて非常に不可思議だと。今後そういうものを進めていくのかと。何か見出しには高々とうたってございましたけれどもね。

これどうなんですかね。その辺やっぱりきちんともう少し精査をして、適切に対応する必要があるんじゃないかと思うんですけれども、全体的な町づくり、それから町におけるさまざまなイベントがあるわけでありまして、そうしたものとこうした町民清掃ボランティアのあり方を含めて、今はごみの問題なんですけれども、全体にどこがどう調整を図っていくんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） まず、事業実施における日程調整でございますが、石井議員さんご指摘のとおり、事業の効果や参加者への配慮、安全対策等を踏まえて十分な調整を行うことが重要であると考えます。当然、どこが調整を行うのかということでございますが、清掃事業をやる場合には、私どものほうの建設環境課のほうで、他のイベント等の日程調整等も充分に行う必要があるというふうに認識をしております。

今年度の9月に実施いたしました海岸清掃においては、地域行事や観光イベント等と日程が重なり、行政区等からもご意見をいただいたところでございます。こうした反省を踏まえ、11月21日に衛生委員会議を開催させていただき、来年度における海岸清掃の実施時期や、町民清掃、河川清掃の実施について、協議、意見集約を行ったところでございます。その中で、来年度の海岸清掃につきましては、いろいろなご意見を踏まえ、4月と10月の町民清掃を海岸清掃に振りかえるほか、今年度と同様、7月の海開き前にビーチクリーンキャンペーンを実施したいと考えております。こちらについては、衛生委員会議の中で各区の衛生委員さんからご了解をいただきました。

また、海岸清掃に参加する行政区のエリアでございますが、上布施地区であるとか、実谷地区につきましては、衛生委員会議の中でもお話をさせていただきましたが、可能な範囲で海岸清掃ではなく各行政区における清掃と。海岸清掃に参加をしていただく行政区につきましては、岩和田から浜までの海岸沿いの行政区を中心にお願いをさせていただいたところでございます。

今後につきましては、関係団体と十分な情報共有を図りながら、日程等の調整も十分行い、効果的な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 一つご指摘をさせていただきたいのは、ただいまずっと答弁をいただいたとおり、海岸については私自身も御宿町の宝だという認識は、行政当局と全く変わりはありませんが、非常にたくさんの金額、また人も含めて行政が配置をして事業を実施しているわけですね。で、そういうものがほかにあるのかといったらどうなんですか。余りないんじゃないですか。

近隣だからお手伝いいただきたいという趣旨かもわかりませんが、我々も含めて税で賄っているわけじゃないですか。町民の皆さんもそうですね、須賀の皆さんだって、岩和田の皆さんだって税金を払っていただいておりますよね。ですからそういう中で、じゃあこういうあり方についてはどうするのかと、今答弁でもいただきましたけれども、やっぱり高齢化も進んでいます。さまざまな条件があります。

もう一つは、じゃあそこで利益を上げている人たちもいらっしゃるわけですね。要するに海岸を、御宿町の白い砂浜があるという、これは本当にいろんな意味でピュアになります。また使っていただけて、また観光の方もたくさんおいでになります。そうしたことも含めて、じゃあそういうときに、これからはバッティングはしないようにしたいと考えるというお話ですけども、この間はそういう事業者さんがイベントであればイベントを朝から、そういう面では朝早くから準備されてやっているわけですよね。

そういうことをやっぱりきちんと整理をして、誰から見ても適正な状況というのが必要じゃないんですかね。

衛生委員会議が開かれたというお話ですけども、これは衛生委員、大分久しぶりなんじゃないですか。もっと早くそういう方々——昔の衛生委員とはちょっとまたダニだとかいろんな衛生面、そういう面では同じ衛生なんでしょうけれども、医療とかそっちの分野のほうが、健康づくりのほうが多かったと思うんですけども、今はこういうごみだとかというそういう部分が比重が多くなったということで、そういう部分での協力をいただいているというふうに私は認識しておりますけれども、もっと早くそういう方々、ほかにも土木委員のお話も先般出

ておりましたですよ。そういう方も含めてやっぱり区の皆さんときちんとコンセンサスを  
得ていくと。

それと、そういうところに御宿町は多額の税金を投入しているわけですから、それはどうな  
のかということが一方であるわけですから、その辺というところは各区含めたバランスという  
ものもまた必要だと思うんです。

一方で我々農村地帯というのは、一般的に農家の方々は当然農地については周辺も含めてき  
れいに管理をしていると。それもなかなかこれから難しくなっている部分はあるわけであ  
りますけれども、山林だってなかなか管理もできづらい状況も生まれているわけでありませ  
けれども、それにしても、その中から固定資産税を含めて当然の部分は負担として払っているわ  
けでありますから、そういう面では税金の使い方はやっぱり公平でなくちゃならないと思うん  
です。その辺のことについては担当としてどのように思っているかについて伺いたいと思  
います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいまご指摘いただいた件につきましては、今回お答えさ  
せていただきましたのは、毎月定例で実施をしている海岸清掃、それからビーチクリーンキャ  
ンペーンについてお答えをさせていただきました。例えば海岸とかイベント等によってまた利  
益を受ける方、そういった方につきましては、また個別でそのイベントの際の清掃であるとか、  
そういったものについては各団体のほうに協力要請をしているところでございます。また、各  
区におけるバランスということで、例えば林道とか多く抱える山間部の方等につきましては、  
非常に小まめに草刈りとかをやっていただきまして、町といたしましてもそういった協力につ  
いては非常に助かっているところです。

石井議員さんおっしゃるとおり、各区の海岸清掃を含め、布施地区、実谷地区等で行われて  
いる道路周辺の草刈り等を含めた中で、仮にそれを人件費に換算をいたしますと、非常に、ま  
た税とは違った形で町にとって、非常に大きな効果が生まれているということも認識をして  
おります。今後そうしたご負担等にも十分配慮しながら、次回は3月に衛生委員会議を開催す  
る予定です。そうした中で、今ご指摘をいただいたところも十分に踏まえ、各地区の事情等  
を伺いながら、適切に対応をしてまいりたいと考えています。

○3番（石井芳清君） はい、了解しました。

これで最後にしますけれども、私の住む地区は、やっぱり農村地帯で山それから田畑が多い  
わけでありまして。その周りはほとんど御宿町は林道、農道ではなくて町道なんですよ。です

からそこから出た草をどうするかと。これは単純に燃やすのか堆肥にするかということも、やはりこれからの考えていかなければならない課題だというふうに思います。または海岸で出たモッコですよ、海藻類も同じだと思いますけれども、そういうものも含めて、そういうものが次に還元できると。またその負担を大昔はそれこそ山とか川に投棄したという時代も相当昔ですけれどもありました。今はないと思いますけれども。そういうことも含めて逆にこれを還元できると、そしてプラスになっていくということも、この間成果として考えているということでございますので、そうしたことも含めて政策誘導をして、皆さんが本当に暮らしていけるという条件づくりをしていただきたいと思いますということで、この問題は終わりにしたいと思えます。

次に移ります。

3番、中山間地総合整備事業と営農計画について伺います。

農は国の礎と言われております。御宿町にとっても基幹産業の一つであり、これまで進めてきた観光を主軸にした6次産業化でも職業分野は重要な要素であります。担い手の高齢化とともに、米価暴落が追い打ちをかけ、多くの農家が農業への展望を失いつつあります。生活の糧をどうつくり上げるのか、御宿町中山間地域総合整備事業の終了時期が間近になってまいりましたが、整備費の負担金の返済とともに、農業を行わないと補助金の一括返済が求められていると伺っております。そこで次の点についてお伺いいたします。

まず、整備事業の進捗状況について伺います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 中山間地域総合整備事業は、平成22年度に工事着工いたしまして、本年度で5年を経過し、全体面積38.2ヘクタールのうち、約3分の2に相当いたします25.1ヘクタールが完成いたします。当初計画では27年度に完成を見込んでおりましたが、国庫補助事業であることから、配分される予算状況に大きく左右され、工事がおくれているところでございます。本年度と次年度におきまして、現状に合わせた事業計画の変更手続を行う予定でございます。

国の厳しい予算配分を受け、早期の効果発揮を目指す継続地区の計画的な事業の進捗や、新規の事業採択への影響を懸念いたしまして、予算の安定確保と予算配分における地域の実情配慮及び予算の追加配分を、千葉県知事が農林水産大臣に要望書を提出しております。農業者の高齢化が進みまして、年を追うごとに自作が困難になってまいります。早期完工に向け、国・県に計画的な実施について要望してまいりたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 本定例会の1日前に、町長から施策についてそのような説明もあったということがありますが、もう1点になりますが、今般の総合整備事業、総合というふうな名前ではありますが、地域整備とともに営農計画ですね。やはりそこでどういう農業が営まれるのかということで、それはやはりきちんと計画をつくって、きちんと農業が営まれるということ町がきちんと推進しなさいよということで、営農計画がつくられて、それも同時並行でやられているというふうに伺っておりますが、営農計画の進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 営農につきましては、実行委員会が関係者の意見集約や調整、意思決定など組織的に行っておりますが、工事が完了いたしますと、その役割は営農組織に引き継いでいただくこととなります。現在独立した営農組織は存在しませんが、今年度水利組合が設立されましたので、これをベースに今後組織づくりに向け協議される予定でございます。

○3番（石井芳清君） その営農計画の、今担い手という部分ということで、水利組合が先般設置されて、そういう方々を中心に次の実行部隊と申しましょるか、そういうものをつくっていくということのようではありますが、その中で一つ大きな問題になっているのは、いわゆる営農計画における基幹作物ですよね。中心作物、何をしていくのかと。その基幹作物の一つが冒頭述べましたけれども、今年の米の暴落で米つくって食えないという状況が生まれているということでもあります。

中山間地域で御宿町というのは、他と違って大規模化には適していないというふうに理解しております。やはりこういう地域では手間をかけて高付加価値化を図ることが、打開策の一つではないかというふうに考えるものであります。畑作についても、夏菊を初め、ソバ栽培、今年ではパッションフルーツ、そしてまたオリーブなどですね。特産化に向けて農家が試験栽培ですか、栽培の実験を始めておると、これは町長の言ったとおりと思います。

これらは今年1年目でありますけれども、それらについてどうであったのか。全体的にまず基幹作物、当初の営農計画と少し変わってきていると思うんですけれども、それがどうであって、それが今どうなっているのか、それを次どうしていきたいのかと。今後の振興策も含めて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 当初計画では、稲作のほかコスモス、キンセンカ、スイセン、小菊の花卉類と芋、ネギ、白菜の野菜類の作付を計画しておりましたが、コスモス、キンセンカ、スイセンは需要が少ないことと、また本地区での栽培は適性が悪く生育状態がよくないこ

とから、作付は現在ございません。幸い小菊は、今石井議員さんおっしゃられたように、民間の直売所での販売が好調で、時期によっては大きな需要がある作物ですので、今後も推奨作物として進めてまいりたいと考えております。野菜類はそれぞれ小規模に作付しておりますので、集積による営農の効率化を図るとともに、地区に適した少量多品種生産を進める予定です。

その他の作物として、今年度中山間実行委員会にご協力いただきました、パッションフルーツとオリーブでございますが、パッションフルーツは試験圃場で今期600個ほど収穫がございました。形のよいものは生産者が月の沙漠記念館で販売しましたところ、珍しさのせいかすぐ売り切れるような状態でございます。

また、現在岩瀬酒造さんにご協力をいただき、パッションフルーツ酒を試験的に醸造しております。初めての試みですので、果実を漬ける日本酒の種類ですとか、砂糖の量などを調整しながら、現在商品化を進めております。本年度の取り組みである程度の手応えを感じておりますので、来年度は試験圃場での栽培に加え、個人栽培の拡大のため実行委員会を通じて、現在苗のあっせんを行っております。次年度は収穫数を増やし、果実の販売とパッションフルーツ酒の商品化を図りたいと考えております。

オリーブにつきましては、収穫まで5年ほどかかりますので、順調に育ってはおりますが、今年度においての成果はございません。引き続き経過を見るとともに、試験栽培の協力者を募ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、引き続き高齢化する農業者の負担軽減の観点からも、千葉県農業事務所改良普及課にご指導いただきながら、パッションフルーツとオリーブを中心に、効率的に栽培、収穫、また販売できる作物を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 石井議員、質問の途中ですが10分間休憩します。

（午後 2時56分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時11分）

---

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

基幹作物ということで、今パッションフルーツですか、岩の井さんをお願いして試験醸造しているということでもありますけれども、それはいつごろ試飲ができるのかということですね。

どんなような状況になっているのかと。それから酒造免許ですよ、酒税免許もいろいろあると思うんですね。そうしたものを一定クリアにならないと、多分販売までいかないのかなというふうに思うわけでありませうけれども。

それからもう一つ、岩の井さんはプロですからパッケージングとかそういうものも得意だと思うんですけども、今後商品化ということになってくれば、当然そういうものが必要になってくると思うんですね。お酒もそうなんですけれども、これは生でそのままフルーツとして食べられます。今年あたりは近隣の直売所などにも、パッションフルーツを置かれるようになりましたけれども、余り見た目がよくないんですね。

パッションフルーツの中の成分を見ましても、今の現代人が必要とされているという成分が大変多いというふうにも伺っております。そうしたものも含めて、それから御宿は海外との交流もありますし、やっぱりこうした果物について市場も基本的にあるんじゃないかと思うんですね。それがだんだんというとなかなか農家のほうもありますので、やっぱり一定きちんとそういうものを、市場をつくるためにも、いわゆるグッズですよ、商品を売るための。要するに商品化、この部分をやっぱり積極的に支援をして、形づくっていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういうことも含めて、このパッションフルーツ2年目ですね。先ほどは具体的には何かやりたいというお話でありますけれども、それについてどうなのかと。

それからオリーブにつきましても、今試験圃場で植えたものは3年物というふうに伺っております。ですからあと早ければ2年後ぐらいには1個2個、3年後には結構数十個から数百個の単位でなれるのではないかというふうに、農業試験場の方もおっしゃっておりました。ですから、そういう面ではそんなに遠い先じゃないんですね。今植えて6年後じゃないということだと思えますよ。ですからそれに向けても食文化、こうしたものもどうつくっていくのかということも大変大事だろうというふうに思いますので、そういう将来を見据えた営農計画といいますか、営農指導というのは当然やっておられると思うんですけども、具体的にそれが目に見えるような形にしていっていただきたいと。

で、農家の方もこの間、10年近くになりますか、いろんな形で勉強してきましたけれども、1カ月、1年たつと忘れちゃうんですね。もとに戻っちゃうんです、やっぱり。ですから、さまざまなことを御宿町の農家の方々、うちの近隣の方々やってらっしゃるんですけども、やっぱり常に1回目になってしまうのが実態ですので、やっぱり粘り強く営農というか作物をつくることもそうなんですけれども、それを次に商品化するというのを、きちんとやっていく

必要があろうと思うんですね。

ちなみに今年はいわゆる収穫祭、この間ずっとやってきたんですけれども、布施実谷地区では今年はやらなかったですよ、収穫祭としてはね。そういうものもそもそもそこで自分たちの商品、作物の品評、それからいろんな声、消費者の方の声、近隣農家との情報交換も含めてやっておったと思うんですね。それが目的であったんですけれども、イベントのためのイベントになってしまう。そういうような感想をお持ちの農家は大変多くて、そもそもそうじゃなかったわけだと思うんですけれども、そうしたこともなぜやるのか、なぜそういうことを取り組むのかということも、基本点をきちんと毎回コンセンサスを得て、酌み上げていくということが大変大事だというふうに思うんです。

それから、これから何人か若い人たちが移住も含めて御宿町、農業やってみたくて、また御宿町の近隣の方でも御宿町にやっぱり若干の土地を借りてやっている方が増えてまいりました。全国的にもそういう農ガールだとか山ガールだとか含めて、そういう農業だとか林業体験という形で若い男性、女性も含めてそういう、それから漁業もそうですよね。そういう形で全国的には結構そういう方が増えているんですね。東京で働くんじゃないでいい、そういう農業、漁業シーンをなりわいとした仕事をしたいという若い方が増えておりますので、そういう人たちをどう町として農業施策の中で、例えば受け入れていくのかということも大変大事になるということですね。

そういうことも含めて、じゃあ基幹作物、それをどう育てていくのかについて伺いたい。それと、パッションフルーツもそうですけれども、オリーブについても町のほうが当初相当旗振りをして、おとし、去年やってきておりますので、これもやっぱり一気に一定の面積を広げるためにも、一定の補助も必要じゃないかなと思うんですね。1本結構金額も張ると思います。

それから、先般の布施祭りでは、校長先生が地域で取り組んでいる作物、ぜひ子供たちにも勉強の機会に与えたいというお話もありましたので、そうしたことも教育委員会じゃなくて、こちらの産業部局のほうからぜひそういうものを、学校教育で使ってくださいということもできるんじゃないかなという形で、そうやって地域でそういうものをつくっていくということ、やっぱり計画というか、そういう機運を、せっかくできてきましたので、それを形にしていくということは大事だというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） パッションフルーツ酒でございますが、これは漬けてから三、四カ月ということで、大体今飲みごろになっているようでございますので、これは正月明けま



したら、一番最初に農業者の皆さんと試飲会を行ってみたいと思っております。もちろん、宿泊とか飲食業の方にもご紹介いたしまして、その際には、来てくれるかどうかわかりませんが、新聞など声かけてちょっと広く伝えていきたいと思っております。

それと酒造免許でございますが、通常の酒造とは形態が違うので、新たに免許を取る必要があるということで、ただ、今、6次産業化というのが国も進めておりますので、町のほうからの要請でそういうものをやるということになると、案外そのハードルは高いものではないというように聞いております。

それとパッケージングですね。もちろんきれいにできたものはそのまま、果実のまま売りたいと考えておりますので、その箱ですとか、形の悪いものは加工品、お酒が一つですけれども、そういうものについてのパッケージングとかは、外部にデザインをお願いしようと思っております。それにつきましては、新年度で幾らか予算をつけたいと考えております。

それと、収穫祭が今年度なかったということで、これは当初は実施の予定もありましたが、御宿の農業では、余りとれるものがないということで、御宿台の地域のお祭りとみなと祭りに出て、特に出せるようなものがなくなってしまったということと、出しても芋と餅ぐらいしかないということで、芋に関しても出来の良いものがないと農家の皆さんは買い求めて出さないといけないということで、なかなか採算性が難しいことから、今年はお休みしまして、し切り直しをさせていただきたいと考えております。

あと、若者の農業体験ですが、NPOが農業体験の農場もお持ちですので、それを紹介するなどして、農に親しんでもらうということから、農のほうは始めたいと思いますし、漁業は、漁業組合長も後継者不足を、大変危惧しておりますが、弟子入りのようなことをしないと成らないようでございますので、そういうマッチングなどにも、希望があれば積極的にかかわってまいりたいと考えております。また、オリーブは先ほど申し上げましたが、試験栽培の協力者を募ってまいりたいと考えておりますので、そういった方には何らか助成を考えたいと思っております。

学校でございますが、これは今年パッションフルーツに関しましては、グリーンカーテンを兼ねてやってみてくださいということで、各学校、保育所、児童館に出したんですが、結構実つきがよかったということで好評でしたので、これは続けていきたいと考えております。また、オリーブにつきましても、苗のほうが入りましたら植える場所とか、学校にご希望があれば分けてまいりたいと考えております。

○3番（石井芳清君） はい、了解いたしました。

せっかく皆さんやる気ができて始まりました。それから、収穫祭については内容はよく承知をしておりますけれども、売るものがないということ自体が大変大きな問題だと思うんですね。それに向けてさまざまな、先ほどもおっしゃりましたけれども、少量多品種、さまざまな組み合わせで、例えばエンドウ豆でも2週間、はやて、なかくて、おくて、それから品種もさまざまあります。そういうものをみんなで協力し合いながら組み合わせてやれば、さまざまな品種のものが結構長い期間出せますよね。

そういうことがきちんとわかれば、こちら側の事業者の方が観光、旅館もそうでしょうし、飲食店もそうでしょうし、例えば学校給食でもそうだと思うんですね。学校給食でもこの間わずかでもいいから出してくださいよっていっても、去年ですか、今年ですか、新宿の農家の方々にご協力いただいて、やっとなんか始まったんですけれども、そういうものに使っていただくという中で、一定の現金収入、また地産地消という形で、それが一つ御宿に来たら地区の食べられるんだよ。イセエビ、アワビ以外にも、お米だって野菜だってあるんですよということになると思うんですね。

この間もお話ししましたけれども、布施小学校の体験農園、そのときに定住で見えられた方が、御宿町にこういう田んぼとか水田、しかも広々とした里山があるなんてびっくりしましたと言ってらっしゃいました。そういう農業体験をぜひしたいんだよということで、この間の体験、定住のときも御宿台の方々と話をする場所があったんですけれども、それでいろんな情報交換をして、結構話がまとまるのかなという形で私は見ておりましたけれども。

そういう面での御宿町というのは、大規模じゃないんですけれども、小さくて見るという部分もあるし、体験するということなんかもできるということをうまく組み合わせれば、要するに御宿町の中でかなりの量が回る条件はあるんだと。消費地と生産地が一体になっていると。しかも大変優良なものができるということだと思いますので、そこに御宿町が活路があると思うんですね。ほかはみんなインターネットとかそうなんですよ、販売。で、顔が見えるんだったら一緒になって、じゃあお手伝いしましょうかと。草取りやりますよと、苗植えとかそんなものもやりますよ、収穫もやりますよという形で、この間何年かいろんな協力、協働、そこでじゃあお米買いたいとか、売ってくださいとか、売りますよとか。ジャガイモとれましたから1袋100円でも200円でもいいですよというような形で、なりわいが生まれてくると。

そういうものをやっぱりきちんと消化しながらステップしていく、形をつくっていくということが大事だろうと。これはよく担当の方もご承知だろうと思うんですけれども、やっぱりそれを常にきちんとお互い情報共有、そういうことを情報を毎年共有しながら、そうしていかな

いと、どんどん後ずさりしていっちゃうという感じが私しますので、どういう作物をつくるのか、それをどう形をつくるのかということ、やっぱり粘り強くやっていただきたい。

中山間総合整備事業が終わると、そういう面では全体的な事業担当を含めて、今も担当がいらっしゃらないのはよく承知していますけれども、やっぱりだんだん希薄になってしまいますし、それこそその実行委員会があるうちにきちんと形にすると。農家の方もそう思っていますけれども、この2年間のうちに指導を強めてきちんと形にして、そこできちんとなりわいが生まれると、そこで1人でも2人でも、きちんと専門で働けるような状況をつくっていくということが大事だろうというふうに思いますので、今後とも力を入れて行っていただきたいということで終わりたいと思います。

次に、ミヤコタナゴシンポジウムと今後について伺います。

これは私も2日間とも参加させていただきましたけれども、大変非常に高度な内容、しかも全国から専門家の方々がいらしていただきまして、大変短期間の間に準備していただいたんですけれども、望月先生、石鍋先生を初め、大変なご苦勞もあつたでしょう。大変なご苦勞があつたというふうに思うんですけれども、私は非常に大きな成功を得たのではないかなど。大きなワンステップがあつたんじゃないかなというふうに思うわけでありましてけれども、町長も冒頭おっしゃられておりましたけれども、このシンポジウムの内容と成果について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それではまず、ミヤコタナゴシンポジウム御宿でございますが、こちらにつきましては、ミヤコタナゴが文化財保護法による天然記念物指定から40年、種の保存法による国内希少動植物種指定から20年といった節目の年を迎えたことから、御宿町と千葉県、環境省の3者主催により、記念事業として2日間にわたり開催をいたしました。

内容といたしましては、「希少種ミヤコタナゴから命のにぎわいを考える」をテーマに掲げ、日ごろタナゴ類等の研究や保護活動に取り組まれている方々が、それぞれの情報を持ち寄り、今後の保全活動に効果的に反映されるよう、事例・成果発表やパネルディスカッションを行っております。

プログラムといたしましては、1日目に御宿町における生息地観察会、2日目に基調講演やパネルディスカッションを行い、2日間で延べ237名の方にご参加をいただいたところです。学術的見地や他団体での活動事例など、今後の保全活動に対し、参加者相互において大変有意義であったと考えております。

○3番（石井芳清君） このシンポジウムでありますけれども、これは今回1回で終わりなのか。私ちょっと全国的な状況がよくわからないんですけれども、今後こうしたものはどういふふうにしていくんでしょうか。一応県共同の主催ということで、全体的には県が指導された、コーディネートしていただいたというような理解をしておりますけれども、今後こうしたシンポジウム等についてはどのようにされていくのかということが、一定の話としてはあるんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） シンポジウムの関係の今後ということでございますが、こちらについて、また通告でいただいている今後の方針ということと関連があると思うんですけれども、今回40年、20年のそれぞれ記念すべき節目の年を迎えた記念事業として1回目を行わせていただきました。一定の課題をそれぞれが共有できましたので、その課題に従って取り組みを行った後に、また数年後には何らかの形で、次のステップでのシンポジウムを開催したいというような内容については、今回ご協力をいただきました望月先生、石鍋先生初め、県、環境省、文化庁の方々とはお話をさせていただいているところでございます。

○3番（石井芳清君） 了解です。

それでは、そうした中で次に移りたいと思いますけれども、それでは今後の方針の具体的な質問でありますけれども、それでは一体町は何をしたいのかと、何ができるのかと。望月先生もさまざまなお考えがあるようでございます。石鍋先生も同様のようでございますが、しかしそれはやっぱり町の目的、方針があって、それと計画が突合するのか、整合性があるのかないのか。というのはやっぱり御宿町もこの間、例えばそういう専門のグループ、そういうものを立ち上げた経緯もございますよね。しかしいつの間にか、よくわからないんですけれども、なくなってしまったということだと思っんですね。

この保護の増殖の基本計画、これもかなり前に策定をして、現地を私も久々に見せていただきましたけれども、五、六年前ですか、子供たちと一緒に見に行ったときと比べても、植生の種類、多様性、先生もおっしゃっておられましたけれども大幅に少なくなっていますね。びっくりしましたね。あそこの地域全体が里山として人間が入っているということが前提だといふふうには、協議会のときもそれが非常に大事な要素だといふことがうたわれておりましたし、まさにそのとおりで、どんどん休耕して人が入らなくなると。今、ミヤコタナゴを保存している、その地域だけじゃないですか、基本的に。あと一番手前ですね、町道から見えるところだけでしょう。その観点はほとんど山に返りつつある、荒れ地に返りつつあるというのが実態だと思

うんですね。

じゃあその中で御宿町はどういうふうにしたいのかということについては、どのように考えるのか伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ミヤコタナゴの今後の保護方針、町はどういうふうにしたいのかといったご質問でございますが、ミヤコタナゴシンポジウム御宿を通じ、水環境の保全や農地・山林の適正管理、獣害対策、さらには、こうしたことへ取り組むための財源手当てや組織体制の構築など、さまざまな課題と手法を今回共有することができたというふうに考えております。

これまで、ミヤコタナゴ保護委員会や保存会の協力をいただきながら、米の作付や水路整備、草刈りに取り組んできたところですが、町単独で行うには、生息エリア、生息数を減少させない、増やすというよりはこれ以上減少させないといった、最小限の取り組みが限界であります。こうした中、今年度につきましては、全国的な先進事例として、ミヤコタナゴの産卵に必要なイシガイ類の増殖実験に取り組んでおり、多くの方々のご指導・ご協力をいただきながら実証水田による調査を現在行っております。

今後につきましては、こうした取り組み実績や調査データを初め、天然記念物としての地域指定、いわゆる現在はミヤコタナゴが生き物としての天然記念物の指定をいただいておりますが、ミヤコタナゴ生息地としての地域として天然記念物の指定をいただく、そういったような取り組みについて検討する。または種の保存法に基づく生息地保護区の指定等も含めながら、国・県の支援をもとに、生息エリア全体の環境整備が行えるような仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えております。

また、石井議員さんおっしゃったように、今後それを具体的にどうするのかということですが、ご指摘のとおり、ミヤコタナゴの基本構想につきましては、平成16年に協力をいただきまして策定をしたまま現在に至っております。今後につきましては、こうした課題や今後の可能性、それから目標を明確に定めた中で、改めて基本構想に基づく実施計画といったようなものも策定に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、例えば今回草や雑木の伐採等、山が荒れていることへの対応であるとか、水の水源確保といった水路整備の関係であるとか、いろんな課題が出されました。今回専門家の先生方からもそれぞれ、例えば木を伐採した場合については、土砂が水路に流れて水にとってはよくないとか、だからといって水路を保全するために木の伐採を加減した場合には、今度山

の保水能力が落ちるといったような、それぞれ相互関係が非常に強いといった中で、それぞれのバランスを検討しながら、専門的な見地でどういったスピードでどんなバランスで各課題に取り組んでいったらいいのか、そういった実施計画を定める必要性があるだろうというふうなご助言をいただきました。

今後につきましては、こうした実施計画を進めると同時に、地域としてのエリア指定等についても、あわせて検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

**○3番（石井芳清君）**　そこで一番大事なのは、やはり今後、あそこの地域、要するにミヤコタナゴ生息保護区だったら保護区というふうに指定をすると。簡単に言えば公開するかしないかということだと思うんですね。公開が前提でないと、そこから何も進まないと思うんですね。ですから、公開するなら公開すると、それに向けてどういう作業が必要なのか、どういうスケジュールなんだというふうにしていかないと、先ほどの基本構想も期限がないですね。明示されていないと。明示されていないとどんどん日々の業務が先送りされてしまうということで、この間のああいう状態まで追い込まれてしまったというのが実態だろうと思います。

それで、公開しないと、じゃあそこにさまざまな人が担い手として入っていくということが私できないと思うんですね。そういう面では、そこでやはりきちんと、そういう田んぼだとかタナゴの管理、大きく保護区というふうに指定を受ければ、それに対する維持管理、県・国から一定の補助金をいただくことも、運営管理費をいただけるような状況も生まれるんじゃないかと思うんですね。そうした中で、そこでやっぱり働く人が生まれると。簡単に言うと事務局と申しましょうか、そういう形でその人たちが中心になって、農家との調整だとか、体験だとか、そうしたものの調整を図っていく。それから、生息地の管理、保護委員会の方々のご協力もいただきながら、町も当然手を出さなくちゃいけないというふうに思いますけれども、そういう大きな枠組みをつくっていくと。それでこそ本当に永続的にできるんじゃないかなと思うんですね。

役場だって担当だってどんどんかわるじゃありませんか。極端に言えば毎年かわることだってあり得るわけですよ。じゃあそれを誰がどこでどう管理をしていくのか、全体的な調整を図っていくのかということも大変大事だろうと思います。

それから、当然でありますけれども、そうした場合に地権者に対する応分の、負担があるわけですから、それに対する見返りですね。栃木県では税の減免だとかさまざまな処置がされているというふうに、当時伺った記憶がございます。そうしたものも含めて、それから先ほど前段では農業の話をしましたけれども、ブランド化の話も若干させていただきました。ここでも

ミヤコタナゴという名前でブランディングしたらどうかということもかなり前からそういう話も出ております。完全有機だろうと思うんですけどもね、昔からの。

そういう面では、御宿町の近隣、勝浦でありますけれども、そこで全国に秀でた食味をコンクールで優秀賞をもらったということで、そういうお米がこの地域でも栽培可能であるということもあるし、大変多くいろんな形でご支援いただいておりますので、そうした専門家の手も一方でかりることもできると思うんですね。そういう地域の人材がたくさんあるというふうに思いますから、そうしたものを誰がくみ上げるといったら、これ役場しかないと思うんですよ。で、具体的な方向性について専門家の方々、望月先生や石鍋先生もいらっしゃるし、先般来ていただいた県・国の方は面識も新たに広がっておるわけでありますから、具体的なものをどんどんつくり込めるというふうに思うんですね。それらについてどうしていくのか。

それから、じゃあ具体的に今年3月までどうするのかと。来年の4月からどうするのかということも大事だと思うんですね。どこまでどうするのかということでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） まず、生息地の公開を、最終的には公開をするのかしないのかというまず冒頭のご質問でございますが、生息地の公開については、現在ミヤコタナゴ保護委員会等でも議論がされているところです。最終的に将来に向けては石井議員さんご指摘のとおり、生息地の公開をして、いわゆる今後、将来に続く保全活動が行えるような仕組み、体制づくりが必要であろうというふうに認識しております。ただ、現在の段階におきましては、生息地を公開するだけの十分な環境が整っていないというようなところも実情でございます。近い将来に向けて、公開ができるような形で順次手続を進めてまいりたいと考えます。

また、順次手続を進める上でも、先ほど石井議員さんからご指摘があったように、今後の取り組むための計画づくりということが、ただやみくもに準備を進めるということではなく、目標を定めた計画が必要であろうというふうには考えております。

今後の取り組み方針と若干重なりますが、現在検討しているのが地域の指定、いわゆる近隣でいいますと、鯛の浦のような形で、小湊の鯛の浦については地域そのものが天然記念物という形で指定をされているところです。御宿町につきましても、ミヤコタナゴが天然記念物ということではなくて、ミヤコタナゴ生息地としての、鯛の浦のような形での天然記念物としての地域指定を目指して、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

その取り組んでいく中においては、当然のことながら、今後の保全をするための体制づくり

であるとか、また生息地公開ができるような監視体制であるとか、当然またその生息エリアに該当する地権者の方の同意、ご理解であるとか、そういったものが全て必要になってきます。こうした、今石井議員さんからもご指摘のあった課題については、地域指定の手続、検討を進める中で、それぞれの項目について一つずつ解決をしていきたいというふうに考えております。

また、今後の、当然長く続けるためにはそういった活動を受け入れるための団体、体制づくりもあわせて必要になってきます。現在、ミヤコタナゴ保存会を中心とした形で長く続くような団体、例えば一つにはNPO団体等も視野に入れながら、どんな団体活動のあり方があるのかといったところも検討をいただいているところです。こうした準備が整った末には、いろいろな事業、規模も違った形での事業着手ができるものと考えております。

また、地域の指定を受けた場合には、農作業においてもさまざまな制約、規制が当然課せられてきます。そうしたことから、自然とその地域でできる農作物については、一定のブランド化が図られると、そういったことが期待されるとともに、いろんな意味での生息地の保全事業を実施する中において、あらゆる方向性からの地域の雇用、活性化、創出というものが期待できるというふうに考えております。

○3番（石井芳清君） 今年度、来年度と具体的に。

○建設環境課長（殿岡 豊君） あと、今年度それから来年度に向けてどんなことができるかということですが、大きい事業につきましては、冒頭申し上げましたように、国の財源を活用した中での事業着手の中で、生息地全体の総合整備については、そういった形での着手を予定しております。今年度、来年度につきましては、町の財源でまずはステップを前に進めるといったところにとどまることです。

具体的に申し上げますと、獣害対策による被害防止。それから環境整備、いわゆる草刈り、雑木の伐採等、小さい規模にはなりますけれども、そうしたところへの環境整備。それから、どうしても生息地そのものが水の確保がなかなか難しい状況にございますので、ため池であるとか、水路であるとか、そうしたところの簡易整備等について、順次着手をしてまいりたいというふうに考えます。

○3番（石井芳清君） はい、了解しました。

大きく今後の基本方針の全て網羅的に答弁いただいたわけでありませうけれども、そうしたものをやはりきちんと文章化していただいて、明示していただくということが大変大事だろうと思いますので、それは要望しておきたいと思います。

それから、このミヤコタナゴについては、教育委員会等でも子供たちの学習、教育に効果的



に使っていただいているというふうに思います。先般のシンポジウムはなかなか子供たちが参加する状況にはちょっとなかったというふうに思うわけでありますけれども、こうしたミヤコタナゴを今後、学校教育の中でどのように位置づけていかれるのか、あれば答弁求めます。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） ミヤコタナゴにつきまして、シンポジウムを受けての今後、建設環境課と協力してやっていくんですけれども、うちのほうの保護活動であるとか啓発もありますけれども、学校につきましても、布施小とか御宿小学校ですね、ミヤコタナゴの管理もしていただいていますし、その辺を含めて今後小学校の自然観察であるとか、先生のお力をかりてやっています。その辺のところで、子供たちが常にミヤコタナゴと触れ合えるような環境をつくっていきたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 日本の最先端で第一級の指導者による自然観察会というのは、なかなかそう全国にないと、そういう非常に優位な条件にあるというふうに思いますので、ぜひ今後も学校教育の中で生かしていただきたいと思います。

次に移ります。

行革大綱の進捗状況と今後についてということで、全体的にはあともう一つあって25分というところでございますので、簡潔に伺いたいと思います。

進捗状況についてと、それから事務改善ということについて、これは総合窓口ということで本年度実施をしているということでありますけれども、その実施状況について。この2点についてまず最初、質問いたしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） それでは、町行革大綱の進捗状況についてご説明します。

第6次町行政改革大綱が平成25年度で終了いたしまして、本年3月に定例会でご承認いただきました第7次町行革大綱がスタートしております。4月に町行革大綱についてご意見をいただく行革推進住民懇談会、民間委員の2名の公募を行うとともに、大綱に基づく平成26年度の実施計画について内部調整をいたしました。

公募委員は応募いただきました皆さんの中から新たに男女1名の委員の決定し、その後住民懇談会を2回開催し、第6次行革大綱の達成状況や第7次行革大綱の内容、このうち26年度の実施目標について説明し、皆さんにご意見を伺いました。公募委員の皆さんを中心に多くの提案をいただき、この提案に対する取り扱いについて再度住民懇談会で協議をいただいたところでございます。

平成26年度の進捗状況は、まだ途中ですのでまとまっておりませんが、毎年度、年度当初に前年度の進捗状況や当該年度の実施内容、実施計画についてご報告し、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、総合窓口の実施状況についてですが、総合窓口を開始したのは、本年5月から11月末までの7カ月間の143日間に、把握している範囲では、その間8,204名の方が来庁され、1日平均57名来庁でございます。そのうち3,916人、平均27名の方が総合案内でご案内いたしました。案内率は把握できる範囲、その中では47.7%となっております。ちなみに案内者のうち、2階の保健福祉課に来られた方は1,670名42.6%、3階が全体で1,733名44.2%、4回全体で477名12.2%となっております。また、ご案内した方は高齢者が多いという報告を受けております。

以上です。

○3番（石井芳清君） 進捗状況は中途ということではありますが、昨日いわゆる時間外含めて質疑があったわけでありましてけれども、それも含めて人員体制、まだ100%になっていないということですね。充足率ではマイナスですよ。この総合窓口については、一般的に総合窓口というのは、町長、そこで全てが手続できると。それが総合窓口っていうんじゃないですか。案内するというのは違うんじゃないでしょうか。

それであれば例えばここは2階ですか、この上はたしか3階だったと思いますけれども、3階には収納とか税務だとか、さまざまにありますけれども、戸籍もたしかありますよね。それから環境ではゴミ袋だとか、そんなものもありますよね。そこを窓口にしたら終わりなんじゃないですか。なぜ2階に置かなくちゃいけないんですか。2階からまた連れていくわけでしょう。案内するわけですよ。なぜ案内する必要があるのかというのがわからないんですよ、私。

これたしか総務課の方が今、総合案内の窓口に立っておられると思いますね。いない場合は保健福祉課で対応するというので案内看板が出ていますけれども、それほど総務課というのは人が潤沢にいるんですか。この間でも、ちょうどもう終わりましたけれども、選挙事務、ほかからも応援いただいたようにお見受けしますけれども、基本は総務課で行うわけですよ、総務課事務ですからね、選挙事務はね。

それから、ちょうど防災の時期ですよ、12月。きのう今日、今日は先ほどテレビ見ていましたら、北海道大吹雪ですよ、40メートル近い。そういうのがしょっちゅうじゃありませんか。土日相当な数で安全確保のために出てらっしゃいますよね。これは法律上の命令で当然やらなくちゃいけないということでやっていただいているわけでありましてけれども。ただ、人間はや

っぱり人ですから当然休みもなくちゃいけないという中で、今後、来年度に向けて同じ窓口を置くんだったら3階にすべきじゃないですか。

それからフロアとしては、ここはすぐ外にも出入りできますよね。そういう面では、勝手なことを言って申しわけないんですけども、例えば環境建設課などはしょっちゅう水道のことから道路を含めて、水たまりゼロ宣言したぐらいですから、何かあればすぐ吹っ飛んで出ていただいて、先般も処理もしていただきましたけれども、やっけていただいているわけじゃありませんか。それから、産業関係だってここでいいというわけじゃないですけどもね、もっとストレートにできるじゃありませんか。

そんなことも含めて、じゃあどれが本当に合理的で、しかも町長の目的にもかなっているのか、町民の利益にもかなうのかということ、もう少しここで真摯に考えて、新しい新年度で課長の皆さんもかわるような話も、退陣される方もいらっしゃるようにも伺っておりますし、新しい体制の中で、新しい枠組みの中でさらに仕事のしやすい環境づくり、また町民が来ても1階、2階、3階と1カ所でできればほとんどの手続が終えるということは、私、可能だと思うんですね。可能でなければこんなことは言わないです。

この3階の部分というのは、いろんな金庫があって、それはなかなか動かせない。電子化ということもやっけていただいておりますけれども、そうしても原簿はやっぱりきちんと置いてあるわけですから。そうした役場本来が持っている——ここはそもそも事務室じゃないですよ、ロビーですからね。使っちゃいけないということじゃないですけども、でも労働環境最悪ですよ。冷房あるんですか、暖房あるんですか。皆さん電気ストーブを抱えながら、この寒い冬の中仕事をされているじゃないですか。何でこんな差ができるんですか。全く違うじゃありませんか。

そういうことをきちんと整理をして、職員の皆さんの労働環境をきちんとつくってあげる。町民の皆さんも本当にワンストップで手続を終えるということ可能じゃありませんか。ぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 総合案内の関係でございますが、今数字的には総務課長が申し上げましたけれども、役場を訪れる方々8,204名のうち、3,916人、約半数弱ですね。ということでご案内させていただいて、私がこの設置する目的は、基本的に町民の皆様へ優しい役場づくりということでございます。

そういう中で、御宿町高齢者が非常に多いわけなんです、こういった方々が役場を訪れた

ときに、どういうご用件ですかという形で伺って、その場でほかの課に、フロアに、ほかの課に行かなくてもその場でできるだけ用が済むように、例えば10人来れば1人でも2人でもあるいは3人でもその場に腰をかけていただいて、案内係が用を足してくるということが、これからの、そういうニーズが多くなることをワンストップという、違った見方のワンストップなんです、そういう形で少しでも進めることができればなど。それは、その場で用が足りなくても、やはりご案内するという、それは町民に対する優しい接し方なのかなと、そういう目的である案内係を置かせていただいているということでございます。

○3番（石井芳清君） 町長、3階で案内係を置いちゃいけないと、私言っているわけじゃないんですよ。3階だっていいじゃないですか。3階だったらその場で全部できますよ。ワンフロアですから。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 何階ということで、ご覧のとおり各課を訪れた中で、2階の用事が1,640と非常に高率なんです。だからやっぱり置くからには、非常に対町民に対して接する数が多い、そういうことをご案内させていただく数が多い。そういうことで2階に置かせていただいています。

○3番（石井芳清君） 今年も特別だったんじゃないですか。消費税の関係で。高齢者の方々に、一定の方々にお金が出たじゃないですか。その手続きがほとんどだったって伺っておりますよ。それがだめだと言っているわけじゃないんですよ。

福祉に当然さまざまいろいろな認定を含めた、当然ありますよ。それは2階ですよ。2階で済むじゃないですか。その他ほかの手続きはどうしても3階でしょう。ご案内するんだって、そこをワンストップにすればいいじゃないですか。矛盾していないと思うんですよ。そこに総合案内つくれば、つくるとしたってそういうことだって可能だというふうに思いますので、考え方なかなか合意できないかもわかりませんが、ぜひこれ検討してくださいよ。新しい仕組みづくり。

それから事務改善についても、基本的に先般理事会でなかなか定時に終えない状況があるということ、町長おっしゃられましたけれども、やはり基本事務を定時に終えるというのは、私は当たり前だと思うんですよ。ただそれをどうつくっていくかということ、それがたくさんあるというふうに思うんですよ。その事務改善をぜひ、やっぱり検討していただきたいと思っています。

こればかりというわけじゃないけれども、神奈川県ではこういうタブレット機器を

導入して、相当な事務改善を行うことができたということも報道されております。これを使えと言っているわけじゃありませんけれどもね。

一方で、御宿町もこれも何台か各課で導入しておりますけれども、なかなか今後に見えた成果が見えていないというのも実態じゃありませんか。これは今ツイッターとか何か使っていたいておりますけれども、せっかくこういうものをどう活用できるかということのを期待して導入していただいたと思うんですね。

学校ではこれ導入して1週間後ですよ、私、見させていただきまされたけれども、先生方も子供たちも本当にこれを教具の中で実践の教材として100%使っていました。びっくりしました。子供たち、先生方に使えて、なぜ職員の皆さん、優秀な職員の皆さんにこういう道具使えないんですか。ぜひこういう道具を使っていたいて、ペーパーレスとまでいかないかもわかりませんが、ペーパーの削減なんかもできるじゃありませんか。ぜひこれを検討していただきたいと。

そうした中で、事務改善を行って、定時の中で終わるような、そういうことをぜひこれほどこかの部署できちんと、定期的にどうやったら正確でスピーディーな事務ができるのかということを検討していただきたいと思います。これは要望で結構でございます。

次に移ります。

高齢者の足の確保と居場所づくりについてであります。デマンドタクシーが走り始めました。これは小さく生んで大きく育てようということで、みんなの意見がまとまりまして、当初は大きく巡回バス、それからお出かけ支援ということであったんですけれども、御宿町はデマンドタクシー一つでその両方を、やはりクリアしようじゃないかということで、利用が始まったというふうに理解しておりますが、この運行経費、そして登録者数及び利用実態、当初計画に対しての評価について伺いたいと思います。

そして、このエビアミー号ありますけれども、右左の両側面には大変すてきなカットと申しましようか、挿絵が入って、夢を運ぶという形で大変、形としてはいいわけでありましてけれども、前後に全く表示類がないので、待っていても大変わかりづらいと。例えばマークがついていれば、遠くから見たら手を挙げて利用者ですよということがお互いわかりますので、利用者にしても、それから運転手についても安全確認ができるというふうに思うわけでありましてけれども、そうしたことも含めて、それからたしかこれ一定の期限の中で見直していくというようなことも伺っておりますけれども、運行経費とそれから今後、じゃあどの時点で見直しを図っていくのかについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 乗り合い運行、愛称エビアミー号につきましては、本年10月1日から運行を開始しております。午前8時便から午後5時便までの1日8便で、年末年始の12月29日から1月3日を除きまして、毎日運行をいたします。

運行に関する経費につきましては、10月1日より3月31日まで、年末年始の運休日を除く半年間、176日の運行経費は、約430万円であります。運行事業者が所有をしておりました車両を利用することで、経費積算が提案をされたため、当初見込み額より費用が軽減をされておるところでございます。

運行による収入につきましては、これまでの2カ月間の運賃収入から試算をいたしますと、58万円程度となり、半年分の運行に対する国からの補助金は166万円を見込んでおります。町負担につきましては、半年で200万円程度となると考えております。ただし、国からの補助金は、国の補助対象とする運行期間が、本年10月から来年9月の1年間とされておりますことから、今年度半年分の補助につきましても、これらを含めまして来年度に1年分が交付をされると制度上なっておりますことから、今年度実際に補助金の収入はありません。

利用状況につきましてですが、利用される方には事前に登録をお願いしておりますけれども、この登録者数につきましては、12月1日現在で693人となっており、登録者の平均年齢は67歳となっております。登録者を地域別で見ますと、御宿台が最も多く、次いで上布施、岩和田、実谷・七本、浜、新町、久保、高山田、須賀、六軒町というような順でございます。次に利用状況でございますが、10月における乗車人数は延べ419人、11月は延べ369人ございました。10月から11月の2カ月間の運行において、1日当たりの最多利用者数は28人となっております。また、1日当たりの利用者数の平均は約13人となっております。

続きまして、自宅等を出発した後の行き先別で見ますと、御宿駅に行かれる方が最も多く、次いで第2分団新町消防庫前、公民館、朝市通り、御宿郵便局となっております。帰宅の際の乗車場所は、必ずしも行きで下車された場所でないことが見受けられます。これは、公民館や駅の付近の一带を徒歩で移動されながら用事を済ませ、その後に最寄りの共通乗降場所から乗車して帰宅するという利用が多いと思われれます。また、自宅から駅までは家族等に送ってもらい、またタクシーなどを利用し、帰りはエビアミー号を利用するといった移動も見受けられるなど、それぞれの生活状況に応じてご利用いただいているようでございます。利用者を地域別に申し上げますと、最も多いのが御宿台で、次に上布施、実谷・七本、岩和田、浜という順になってございます。

続きまして、運行時間帯別で申し上げますと、最も利用が多い時間帯は、9時便、次いで10時便、12時便、16時便、11時便、13時便、17時便、8時便というような順となっております。また、回数券につきましては、11月末現在で30冊の販売をしております。

当初計画に対しての評価ということですが、2カ月間の状況につきましては、運賃収入は、計画をしておりました金額とほぼ同程度の収入ということで推移をしております。運行当初につきましては、不慣れなことも多く、利用者の皆様方にご迷惑をおかけしたこともあったかと思いますが、運行事業者も頻繁に利用される方の自宅等を把握したり、また御宿町の状況を把握して、徐々に円滑な運行が図られてきたと思います。

乗り合い運行エビアミー号の住民の方への周知につきましては、保存版チラシを全戸配布したほか、広報7月号から11月号まで、毎月エビアミー号関連の記事を掲載いたしまして、エビアミー号についてのご理解と利用促進を図ったところでございます。今後も多くの皆様に親しまれ、安心してご利用いただけるよう、より多くの方にご利用いただけるよう、運行事業者と連携を図りながら、エビアミー号の運行に取り組んでまいりたいと考えております。

エビアミー号の前後に標識をというお話ですが、こちらにつきましては、ご指摘をいただいたとおり、側面は非常にわかりやすい車両としておりますけれども、前面から走ってきたり、通り過ぎた後方はわかりにくいという状況でございました。お話を受けまして、前方にはエビアミー号の名称、後方にはエビアミー号のデザインのマグネットシートを張りまして、利用者の方がわかりやすいように、昨日から運行を開始したところでございます。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。ちょっと時間がないので。

一言、これはやっぱり実行してよかったと、効果があらわれているという認識でよろしいんでしょうか。町長いかがですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 町民の方々から多くよかったというお声をいただいておりますので、私もそのように理解させていただきます。

○3番（石井芳清君） これは各種委員会できまざまな議論を、交換をしながらみんなで作ったものと理解をしております。多くの皆さんの、本当に笑顔を運ぶ、そういう車であってほしいということで、ぜひ着実に育てていっていただきたいということを申し上げさせて、次に移ります。

次に、高齢者の居場所づくりであります。

議会では来年1月に先進地である和光市の視察も予定しておりますが、歩いて行ける程度の

距離、500メートルと一般的に言われておりますけれども、みんなで気軽に集まる場所づくり、憩いの場は大変重要な課題であるというふうに認識をしております。地域では、この間認知症予防教室を初め、最近ではカラオケでみんなで元気に健康になろうじゃないかと、歌おうじゃないかという声も聞かれております。今後の取り組み方向について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それではお答えいたします。

高齢者、ひとり暮らし高齢者が増加している中で、老人クラブ活動や高齢者を対象とした事業につきましては、参加者はやや減少気味になっております。ここから判断させていただきますと、自宅に引きこもりがちな高齢者が多くなっているというような傾向が見られるわけでございます。

昨年度、私どもの課では、大人の居場所づくりということで、各区の区民館を利用した趣味などの集まり所をつくったらどうかということで、検討させていただいたわけですが、現在、議員もご承知のように、「元氣いきいき教室」あるいは「ほのぼの教室」という、認知症予防の教室あるいは健康体操教室等を開催してございまして、こちらはおかげさまで非常に参加者も多くなっております。

今年度は少し回数を増やしまして、さらにグレードを上げて皆さんが集まる場所の提供という形でしてきたわけですが、健康教室とか介護予防以外の、やはり議員ご指摘のような高齢者の集う場所づくりというのは、夏場の熱中症対策とか、あるいは老人クラブの活性化、こういったものにも関連があるというように考えてございますので、また、老人クラブ連合会あるいは社会福祉協議会など、関係機関との協議をしながら検討はしてまいりたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 了解しました。

地域のいろんな集会場、区民館などでありますけれども、これも整備状況がさまざまという中で、例えば冷暖房がある施設、ない施設、また防災も含めてでありましょうが、テレビ等がある施設、ない施設ということでさまざまでございますけれども、ただやはり区民館ということで、コミュニティの場所ということで、そういうものが設置されたわけでありまして。

そして今、新たな時代の要請の中で、それがまたさまざまな形で利用していく必要がありますし、特に、高齢者独居の方が大変御宿町は多うございます。大変元気な方が多いということもあるわけでありまして、そうした方々がやっぱり近所でお茶飲める場所と、そこに一つのきっかけと申しましょか、そういうものが大変大事だというふうに思いますので、この



間もさまざまな事業を展開していただいておりますけれども、次年度に向け、さらに充実することを申し上げさせていただきます、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 以上で、3番、石井芳清君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

（午後 2時56分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3時11分）

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。大竹企画財政課長より説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明をさせていただきます。

専決第3号につきましては、平成26年度御宿町一般会計補正予算第4号でございます。本補正予算につきましては、先の衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が、平成26年12月14日に執行されたことに伴い、投開票事務や各種準備に係る執行経費について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ569万4,000円を追加し、補正後の予算総額を31億8,027万円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして予算書の事項別明細に沿ってご説明をさせていただきます。4ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに歳入予算ですが、15款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金、4節選挙費委託金の549万4,000円ですが、投開票所に係る経費や各種準備に係る経費を執行するための委託金であり、それぞれ基準額をもとに交付をされるものでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の20万円ですが、平成25年度からの繰越金を追加し、収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算として569万4,000円を追加しております。

5 ページに移りまして、歳出予算でございますが、2 款総務費、4 項選挙費、4 目衆議院議員選挙の569万4,000円ですが、期日前投票から開票までの事務費や職員手当など、選挙の執行に係る経費であり、1 節報酬から18節備品購入費まで、それぞれ所要額を追加するものでございます。

以上、歳出予算といたしまして569万4,000円を追加しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 参考までにお聞かせいただきたいんですが、5 ページ、選挙費、職員手当、時間外勤務手当287万7,000円、休日勤務手当3万2,000円、管理職員特別勤務手当8万4,000円ということで数字が載ってございますが、これは時間日数としていうと何日、何時間になりますか。それから何人ですね。何人が何時間。詳細について答弁を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） これにつきましては、期日前投票からその準備、または開票までの時間です。これについて投票当日、12月14日については、67名の職員が出ております。管理職については、私と総務課2名、または各投票所に6級職の職員を配置しております。

その後9時から開票事務のほうを行いまして、そちらのほうは53名ということで、小選挙区が終わったのは10時、比例が終わったのが10時45分、国民審査が11時10分で、その時点で一般職については解散しました。期日前投票が、12月3日から行われておりますので、この間、夜8時まで3名程度で残業を行っております。それを合わせた人件費でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） ですから、単価が幾らで、何日間とか何時間とあるわけでしょう。単価が幾ら、時間当たり幾らとかあるわけじゃありませんか。だから何級職が幾らで何とか、同じであれば同じでいいんですよ。例えば今投票日は67名の職員によって行われたということですよ。それをどういうふうに支払っておるのかということなんですよ。それについて、詳細にお願いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 一般職については時間外の平均単価ということでございます。それと、投票管理者、これについては職員は出ますけれども、1日1万800円になっております。

期日前、これは民間の方ですが、8時半から行います。これについては9,600円。また、選管の委員さん、これについても報酬で決まっているということです。投票については、職員を管理者としていますので、それについては通常の1時間幾らではなくて、決められた日額報酬になりますので、先ほど申しました1万800円というふうに決まっております。

あと、管理職手当が……。

(「聞こえないよ」と呼ぶ者あり)

○総務課長(木原政吉君) じゃあ、もとからいきますと、時間外等については職員の給与単価によって違います。投票管理者、これについては職員が当たりますけれども、1万800円ということになります。あと、時間外の休日勤務手当も職員の人件費によって差がありますので変わってきます。1人単価ということでは、ちょっと幾らというのは出せませんので、集計した中の人件費の状況です。

○議長(中村俊六郎君) 3番、石井芳清君。

○3番(石井芳清君) 確かに一般的に選挙管理事務においては、その事務100%の給料が支払われると、そういう事務を行っているということでこの間伺っております。ほかの事務と何が違うんですか。先ほど一般質問でそこまでは触れませんでしたけれどもね。何でこれ100%支払うんですか。支払っちゃいけないとか、そんなことを言っているわけじゃありませんよ。労働に対する対価はきちんと支払うべきじゃありませんか。

これが支払われて何で一般事務が支払われないんですか。判こがついてないからですか。書類が出ていないからですか。仕事があるとおっしゃったじゃありませんか、この間の理事会で町長が。終えない、就業時間以内に終えない事務があると町長お認めになったじゃないですか。ホワイトカラーエグゼンプションの先取りですか。まだそんな法律、成立されていませんよ。そんなことできるんですか。できないじゃありませんか。

何でこれきちんと払えるんですか。なぜ一般事務が払えないんですか。何でそういう差別が発生するんですか。

○議長(中村俊六郎君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) 平常事務といいますか、通常の事務につきましては、基本的に5時15分が終業時間でございます。そういう中で、どうしても課の状況、仕事の状況を見まして延長せざるを得ないというような、手当を出さなくてはいけないというような状況については、私はこの前も申し上げましたけれども、課長の判断にお任せしている。

そこで、やはり非常に能力ということも申し上げましたですけれども、その時間外の仕事に

ついて全ては、確かに石井議員さんおっしゃることは、この選挙事務についてはきちんと当然満額といいますか、終わった時間まで払うという、そういう形になってはいますが、普通の事務については、やはり基本的には時間内に終わらせていただくというのが基本なんですね。ただ、状況によりできない場合があるということで、それは課長の判断に任せています。

そういうことですので、逆に考えて、5時15分を過ぎて全て支払うということになると、これは大変な人件費になりますから、これは財政的にも大変なことです。そういうことで極力5時15分までで終わらせてくださいというような方針で、皆さんにお伝えして指導しているということです。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 町長、今お認めになったんですよね。お認めになったということは、合法的な話なんです。そういう事務が存在するということを見ずからお認めになったんですから、それはきちんと書類を出していただいて判こをつけていただきたいと思いますよ。課長の皆さん。そういうことじゃありませんか。

そうでなければきちんと事務改善をして、どうやったらきちんと定時に終わるか、そういうことをきちんとそれを司ることが、やっぱり総務の仕事じゃありませんか。それができなければ、それをどうするかというのは次の段階で、やっぱりいろいろ考えなければいけないじゃありませんか。

明確な差別が発生していますよ、ここで。おかしいじゃありませんか。何が違うんですか。選挙管理委員会と任命された暁には100%の給料が支払われると、労働の対価。それ以外については町長認めている、認めていても二重にしておりますよね。私は非常に不適切だと思いますよ。やっぱり適切な、そういう面では事務、職員の皆さんの労働環境、労働賃金、そういうものを払う。また仕事の時間内に終わることも含めて、やっぱり適切な運営をしていただきたい。今後ぜひこれは改善していただきたい。

それと、この選挙事務でありますけれども、インターネットには選挙区についての公表はされておりましたけれども、比例についてのものは県選管に行くようなリンク設定となっております。やはりこれは御宿町での選管確定、多分事務として集うんですよね。選挙区も小選挙区も。そうしたものはやはり同一に、時間の差は当然あるでしょうけれども、比例区においてもきちんと御宿町の選管確定のやつをインターネットにも公表すべきだと思いますけれども、これはたしか、今現在はわかりませんが、きのう現在で公表していなかったと思うんですが、公表されておりましたか。私の見間違いかも知れませんが、今現在確認できま

せんけれどもね。

当初は、朝現在では公表してなかったんですよ。朝現在では公表していなかった。次の日は役場に来ていましたけれども、たしかその課長資料でお持ちだったのは、選挙区の資料しか、それはちらっとしか見ておりませんでしたけれども、インターネットそのもののホームページをコピーしたものでしたね。あそこに比例区は載っておりましたか、載っていなかったようですね。それが改めて選挙区と比例の選管確定の県選管に出す書類がありますよね。あのコピーをたしかお持ちいただいたと私は認識しております。

そういう面で、やはりきちんと選管確定なり、公募するということになっているわけですから、行政当局ともきちんと選管確定のやつをインターネット上に掲示すべきだと思います。それは今後の話ですけれども。

前回のときもちょっと数字上の間違いの事務が発生しましたね。これは仕方がないとは思いますが、できるだけ早い段階、もしくはもう一つは途中で、確定までいかない中でも、途中で早目に状況を有権者に知らせるということは大事だと思うんですね。選管確定まで待つと結構遅くなりますので、そうしたことも必要だというふうに思いますけれども、そういうことも含めて、この選挙事務のほうの適正化といいますか、住民への周知も含めて、もう少し事務的にも丁寧していただければということでございます。ご答弁要りません。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第2号 町道路線の認定について、日程第4、議案第3号 町道路線の廃止については関連がありますので、一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

殿岡建設課長より説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第2号 町道路線の認定及び議案第3号 町道路線の廃止についてご説明させていただきます。

このたび、町道路線の認定及び廃止についてご提案させていただきますのは、上布施地先の新久井土地改良事業に伴う、関係道路の整理を行うものでございます。

新久井土地改良事業につきましては、平成6年9月に町営土地改良事業の認可を受け、平成18年10月に換地処分登記を行っておりますが、登記簿記載と公図に差異があり、関係地権者との協議を行ってきたところです。このたび、協議が調い、換地計画の更正認可手続きを行っているとおりであり、道路台帳の関係書類が整いましたので、道路法の規定に基づき、町道路線の認定及び廃止をそれぞれ行うものでございます。

認定及び廃止に係る路線名、幅員、延長等につきましては、お手元の議案に表でまとめておりますが、認定につきましては10路線で、総延長が1,672.53メートル、廃止につきましては議案3号のほうになりますが、20路線で、総延長が2,499.30メートルとなります。それぞれ路線の詳細につきましては、案内図及び路線見取り図にてご説明させていただきますので、議案第2号に添付いたしました資料をご覧ください。

それでは資料1ページ、案内図でございますが、新久井土地改良事業の区域全体を示したものです。オレンジ色で示したものが認定路線、赤色が廃止路線となっております。なお、廃止路線につきましては、土地改良事業前のものであり、現況といたしましては、オレンジ色で示しました認定予定路線のとおり整備が完了しております。

それでは、案内図の①から③の区域ごとに、路線見取り図にてご説明いたしますので、資料の2ページをお開きください。

案内図における①の区域を示したものです。ご覧のとおり、区画整理後の形状に合わせ、新

たに2路線を認定するとともに、区画整理前にあった町道6路線が廃止となります。

次に、3ページをお開きください。

案内図②の区域になります。右端、緑色の部分につきましては、新久井青年館前の県道上布施勝浦線になりますが、本区域については、図に示しましたとおり、3路線の認定、7路線の廃止です。

続いて4ページをお開きください。

案内図3の区域になります。見取り図下の緑色は、町道0105号線、西林寺線になりますが、本区域については、図に示しましたとおり、5路線の認定、7路線の廃止です。

以上で説明を終わります。なお、本議案につきましては、10月30日に開催された産業建設常任委員会協議会にてあらかじめ協議し、ご承認をいただいていることを申し添えます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

町道の認定と廃止という中で、この認定・廃止にかかった経費ですね。それと、もう1点は、多少なりと交付税の算入があり得るのかというのが2点です。今後のこの町道認定された道路の整備についてはどう考えておるのか。農道ではないということで、皆さんが使えるというような形の3点。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、まず1点目の、認定にかかわる経費でございますが、こちらにつきましては、町道の認定・廃止を行う際に、道路台帳のほうで平面図の作成を必要といたします。これに伴い道路台帳の加除補正がございますが、全体で加除補正の経費といたしまして、233万2,800円の委託費の執行でございます。そのうち、新設及び廃止路線にかかわる経費といたしましては、233万円のうちおおむね150万円程度というふうに見込んでおります。一旦道路台帳を加除補正いたしますと、平面図のほかに全ての路線について一旦計算をし直すという作業が同時に発生をいたしますので、150万円のほかにその他経費を含めて合計で233万円というような状況です。

2点目の交付税の歳入があるのかというご質問でございますが、財政課のほうにも確認をとりまして、財政課のほうから報告のほうをいただきました。その結果に基づきまして、道路の総延長といたしましては、約800メートルほど減少になりますが、今回土地改良に伴いまして

道路の幅員が広がっていることから、面積についてはかなりの増というような結果になっております。具体的に申し上げますと、面積で申し上げますと、2,500平方メートルほどの増加になっておりまして、交付税に換算いたしますと、年額で50万円程度が増加になる見込みだということで連絡をいただいております。

続いて、町道に認定した場合の今後の整備方針ということでございますが、現状といたしましては砂利道での状況になっております。現在町道の全体路線の延長につきましては、全部で25万6,000メートルほどの認定路線の総延長がございますが、そのうち舗装してある延長につきましては、10万2,000メートルほどの延長で、舗装率といたしましては40%ほどの舗装の現状です。ですから、今回道路の認定をしたとしても、必ずしもアスファルト舗装をするということではなく、瀧口議員さんご指摘のとおり、町道に認定をいたしましたので、周辺の方、またその他の方が利用しやすい道路環境ということでは、草刈り、それから碎石等の敷きならし等含めて、適切に管理を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

1ページの案内図で伺いたいんですが、この①と②、今般認定で提案をしております町道4704号線、そして町道4703号線でよろしいんでしょうか、ここの間に上落合川があるというふうに思いますが、たしかこれ地元要望で、ここには橋ですね、これが要望されておったかというふうに思います。そうしたことによって、農地が一体的に管理しやすくなるということが、その要望の目的であったというふうに、私理解をしておりますが、これは現在どうなっておるんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 現在のところ、土地改良の整備の段階においてそういったご要望があったというふうには伺っております。現在、各土木委員会等を通じて、各区の要望をとということで、優先順位を含めた上で、各区からの要望を承っております。

その中につきましては、今回橋の要望とかについては、今現在優先度としては上がってきていないというのが実態です。今後につきましては、今石井議員さんからご提案のあったとおり、農業用地として使いやすい、効率的な方向ということで、要望の状況に応じて簡易的な橋にしても、本格的な橋というのはなかなかすぐには困難だとは思いますが、簡易的な橋等につい



て、要望の状態に応じて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 河川となりますと、施工自体大変多額な金額が必要になるというふうに理解をしておりますけれども、こういった例えば河川に、橋ですね、これをかけるといたしますと、これはいろんな補助事業等もあるんだろうなというふうに思いますけれども、一般的に、この案件だとどの程度の費用がかかると、またその手法についてはどういうものがあるということについては、一定把握をされておられるのでしょうか。あるとすれば、その考え方について示していただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） まず橋の総事業費とか計画については、現在のところ計画としてはありませんので、橋の事業費がどのくらいかかるかというような内容については、現在計算をしていないというような状況です。ただ、橋につきましては、今後地曳橋の改修を予定しておりますが、その辺については、コンクリートのボリューム等によって橋の施工については大きく事業費が増減する状況です。そういったことで、なかなか橋の事業費がおおむねどのくらいなのかということは、今この場ではなかなか申し上げづらい状況ということです。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第3号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第4号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。多賀保健福祉課長より説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第4号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

子ども・子育て支援法におきまして、施設事業者からの申請に基づきまして、市町村が対象施設、事業として確認する国の確認制度が新たに始まったことによりまして、運営に関する基準につきまして市町村条例で定めるといこととされたことから、本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、2ページからご覧ください。

条文についてご説明をさせていただきたいと思っております。失礼しました、1ページの下段からになりますが、第1条、趣旨でございますが、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づきまして、本事業の運営に関する基準を定めたものでございます。

2ページ、第2条につきましては、条例における用語の定義でございます。3ページの第24号までの規定がございます。

第3条は、第1項では、子どもの健やかな成長のための環境の確保。第2項では、子どもの人格・立場の尊重。第3項では、関係機関との連携。第4項では、従業員における人権の擁護や虐待防止、研修の実施等の事業者の一般原則を定めたものでございます。

第4条は、利用定員に関する基準で、施設基準に応じて利用定員を規定するものでございます。第1号、認定こども園は、満3歳以上就学前の子ども。第2号、幼稚園は、満3歳以上就学前の子どもで、幼児期の教育を行う学校。第3号、保育所は、満3歳未満の子どもで、家庭で保育することが困難な子どもの区分となっております。

第5条から第34条までは、運営に関する基準となっております。

第5条は、運営規定の保護者同意について規定するものでございます。第1項から第6項までは、情報通信技術を利用した電算システムによるファイル記録に関する規定でございます。

第6条は、利用申し込みに対する拒否禁止等について規定するものでございます。第2項、第3項は、選考方法。第4項は保護者への明示。第5項は、保育ができない場合の措置を規定してございます。

第7条は、保育についてのあっせん及び要請に対する協力について規定するものでございます。

第4条から第7条までは、国において従うべき基準とされています。

第8条は、保育の受給資格等の確認。第9条は、利用申し込みに係る必要な援助について規定するものでございます。

第10条は、保育の提供における子どもの心身の状況等の把握。第11条は、小学校等との密接な連携について規定するものでございます。

第12条は、保育提供の記録。

第13条は、利用者負担額について規定するものでございます。第1項は、管外保育。第2項は、国基準に基づく費用算定。第3項は、特に必要と認めた場合の費用負担。第4項は、標準費用以外の費用負担について、1号から5号まで記載してございます。第5項、第6項は、費用の領収支払いに関する書面の規定となっております。

本条におきましても、国において従うべき基準とされております。

10ページをご覧いただきたいと思います。

第14条は、給付費に係る保護者への通知について規定するものでございます。

第15条の取り扱い方針につきましては、心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならないことを規定するものでございます。第1項第1号から第4号までは、施設の区分となっております。

第15条につきましても、国において従うべき基準とされております。

第16条は、事業者の自己評価や外部評価による施設改善における規定でございます。17条は、保護者に対する相談及び援助。18条は、緊急時等における従業員の必要な措置について規定するものでございます。

第19条は、保護者の不正行為に係る町への報告。

第20条は、施設が定めなければならない運営規程の事項について規定するものでございます。第1項から、次ページの第11号までとなっております。

第21条は、職員の勤務体制や研修機会の確保。第22条は、利用定員の遵守でございます。第23条は、施設運営規程の重要事項を掲示する旨の規定でございます。

第24条は、子どもへの差別行為の禁止。第25条は、子どもへの虐待行為などの禁止。第26条は、施設管理者の懲戒権限の濫用の禁止となっております。

第27条は、施設の職員及び管理者の秘密保持に関する措置等を規定するものでございます。やはり、第24条から27条までも、国において従うべき基準とされております。

第28条は、施設利用における情報提供。第29条は、施設紹介における利益供与等の禁止。

第30条は、施設の苦情処理について規定するもので、第1項の相談窓口の設置から、相談記録、書類の検査、第5項の市町村への報告となっております。

第31条は、地域住民等との連携及び交流。

第32条は、施設の事故発生の防止や損害賠償についての必要な措置を、第1項から、次ページの第4項まで規定するものでございます。

第32条につきましても、国において従うべき基準とされております。

第33条から第34条は、保育事業の会計区分や会計等に関する諸記録の整備を規定するものでございます。

第35条から第36条は、特別利用保育、教育を提供する場合に遵守しなければならない基準等について規定するものでございます。

第37条は、利用定員に関する基準となっております。第1項では、特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業の利用定員を規定するものでございます。第2項は、0歳児の区分を明記したものでございます。

第38条から第50条までは、施設の運営に関する基準となっております。

第38条は、保育手続の説明及び利用申込者の同意。第39条は、事業者の保育提供拒否の禁止。40条は、保育事業者の町への協力について規定するものでございます。

第35条から40条につきましても、国において従うべき基準とされております。

第41条は、保育提供にかかわる子どもの心身の状況等の把握。

第42は、第1項から、次ページ4項まで、認定こども園・幼稚園・保育所など、保育事業者と施設との連携に努めることの規定でございます。

第43条は、特定地域型保育事業に係る、保護者からの利用者負担額について規定するものでございます。22ページの第4項の各号においては費用の内容について明記してございます。

第44条は、特定地域保育の取り扱い方針の規定でございます。

42条から44条につきましても、国において従うべき基準とされております。

45条は、保育に関する評価等の規定でございます。第1項では自己評価、第2項では外部評価についての規定でございます。

第46条は、事業者が定める運営規程でございます。第1項の運営方針、利用定員、緊急時の対応、虐待防止など、次ページ第11号までの規定となっております。

第47条は、職員の勤務体制。48条は、利用定員の遵守。49条は、会計等諸帳簿の記録を整備する規定でございます。

第50条の運用につきましては、第8条から第14条、第17条から第19条まで、また第23条から第33条まで、保育事業の受給資格の確認等の運営に関する基準について、準用する規定でございます。

第51条から、次ページ第52条までは、保育を提供する場合の基準を規定するものでございます。こちらも国において従うべき基準とされております。

附則につきましては、この条例の施行期日を規定するものでございます。施行日といたしましては、27年4月1日を予定しております。

第2条は、特定保育所に関する特例を規定するものでございます。

第3条から次ページの第5条までは、5年間の経過措置に関する規定でございます。

附則の第2条から5条につきましても、国において従うべき基準とされておるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

議案第4号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定ということではありますが、国の新法が制定されたということにおける整備というような説明を、今受けたわけではありますが、この運用についてであります。御宿町としては、今後についてはどのように進むのか。現状何があるのか、ないのかを含めて、どのように該当するのかについて承ります。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 冒頭申し上げましたけれども、法律の規定によりまして、いわゆる民間の事業所が御宿町に、こういった各保育事業を展開する場合の規定でございます。現状としては、特にそういった要望等はございませんが、ただ、私どもの方の児童の管外保育、

また他の市町村の条例が施行されているところの施設を使う場合には、当然やはり私どものほうとの確認行為が発生しますので、私どものほうにおいてもこういった条例を制定せざるを得ないというところがございます。今回の上程につきまして、住民のご提案というような要望はございません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井であります。

いわゆる他町、区域外からの受け入れ、いわゆる民間保育所から、御宿町は民間がないというふうに、私認識しておりますが、そうすると町営の保育所、それはどういう対応であるのかということの整合性をとるということであるということまで理解をいたしました。

そうした場合に、御宿町は保育所があるわけでありましてけれども、ちょっとよくわからないんですけれども、同じようなものが提供できるわけではないんだというふうに思うんですね。じゃあそういう他町でサービスを受けていた保育が受けられるのかと。事業があるからこれは受けられるべきじゃないかと、逆に言うとな。今まで、現在例えば夜間だとか、いろんな土日だとか含めてありますよね。そうしたものでサービスを受けていたのが、御宿町はこの事業に基づいてサービスが提供されるのかということは、どういうふうに整理されるのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 残念ながら私どものほうではこういった事業所がございませんので、やはりそれは民間の業者さんが参入しないと、この事業は成り立ちません。ただ、保育所の事業につきましても、私どもの保育所に例えば入る場合、これは管外保育で受けておりますので、それについては特に支障ないと思いますが、民間の事業所がこの事業を求めた場合には、今のところ事業者さんもおりませんので、ちょっとそれは難しいと思います。

ただ、問い合わせがあった場合には、その辺もきちっと説明する必要がございますので、その辺は説明してまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方、挙手願います。

(挙手多数)

○議長(中村俊六郎君) 挙手多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第6、議案第5号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは、議案第5号 御宿町家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準を定める条例についてご説明をいたします。

この条例につきましては、児童福祉法第6条の3第9項から第11項に規定いたします、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業について、設備及び運営に関する基準を設けるものでございます。

それでは、第1条の趣旨からご説明をさしあげます。

第1条趣旨は、児童福祉法第34条の16第1項の規定によるものでございます。

第2条は、用語の定義でございます。

第3条は、目的等に基づく最低基準を定めたものでございます。

次ページ、第4条は、事業者に対する規定でございます。3項では、町長の勧告について規定をしております。

第5条は、事業者が遵守すべき一般原則です。第1項から第6項まで、乳幼児の基本的な取り扱い。自己評価や外部評価の実施。設備の保健衛生上の配慮の規定となっております。

第6条は、施設の連携についての規定でございます。事業者に対しまして、施設間の連携協力の確保。次ページの第1号から第3号までは、支援提供についての明記をしております。

本条につきましても、国において従うべき基準とされております。

第7条は、非常災害に対する事業者の努力義務でございます。第2項では、訓練は、少なくとも月1回を義務づけております。

第8条は、従事する職員の一般的要件でございます。

第9条は、職員の資質の向上。第10条は、社会福祉施設等の併設の規定でございます。

第11条は、保育を取り扱う基本原則。第12条は、虐待等の禁止。第13条は、権限の濫用禁止について規定したものでございます。

やはり第11条から13条におきましても、国において従うべき基準とされております。

6 ページ、第14条は、感染症などの衛生上必要な措置や管理について規定したものでございます。医療薬品の整備や施設の衛生管理など5項目となっております。

第15条は、食事提供についての基本的な考え方でございます。

第16条は、食事の特例について規定したもので、アレルギーやアトピー、発達の過程に応じた食事への配慮を規定してございます。第2項では、食事を搬入した場合の施設規定でござい  
ます。

第15条、16条につきましても、国において従うべき基準とされております。

第17条は、利用乳幼児の健康診断及び母子健康手帳への記録等の規定でございます。次ページの第4項におきましては、事業所職員の健康診断についても適切に行うこととしてござい  
ます。

第18条は、事業運営の重要事項に関する内部規程でございます。第1項の事業目的から職員  
数、利用定員、災害対策と第11号まで、多岐にわたってございます。

第19条は、事業所等に備える帳簿の整備でございます。

第20条は、秘密保持等の漏えいに関する規定でございます。20条におきましても、国におい  
て従うべき基準とされております。

第21条は、苦情に関する窓口設置や措置改善の義務づけでございます。

第22条から第26条までは、家庭的保育事業についての規定となります。

第22条は、家庭的保育事業の設備要件の規定でございます。第1号から第7号まで、乳幼児  
の保育専用部屋や面積基準などの規定でございます。

第23条は、職員の配置を規定したものでございます。第1項では調理員、第2項では保育職  
員の資格。第3項では、保育職員が保育できる乳幼児の数及び補助者が保育する場合の数の規  
定をしてございます。第23条につきましても、国において従うべき基準とされております。

第24条は、保育時間の原則。

第25条は、保育の内容でございます。第25条につきましても、国において従うべき基準とさ  
れております。



第26条は、保護者との連携における努力義務でございます。

第27条から36条までは、小規模保育事業の類型となっております。

第27条は、小規模保育事業の区分を、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型の3区分としております。27条につきましても、国において従うべき基準とされております。

第28条は、小規模保育事業A型を行う事業所の設備の基準でございます。保育面積の要件や施設設備の設置要件、関係法令の遵守など14ページまでとなっております。

第29条は、職員の配置規定でございます。第29条につきましても、国の従うべき基準とされております。

第30条、準用は、第24条、第25条、第26条を準用する規定でございます。それぞれ保育時間、保育の内容、保護者等への連絡でございます。

第31条は、小規模保育事業B型の職員配置規定でございます。本条につきましても、国に置いて従うべき基準とされております。

第32条は、第24条、25条、26条、先ほど説明させていただきましたものに、設備基準第28条の準用規定でございます。

第33条は、小規模保育事業C型の設備基準でございます。

第34条から36条までは、利用定員における国において従うべき基準となっております。

第37条からは、居宅訪問型保育事業における規定でございます。

第38条は、設備及び備品規定。

第39条は、職員の配置でございますが、こちらも国において従うべき基準とされております。

第40条でも同様に従うべき基準とされておまして、連携する障害児入所施設確保の義務づけでございます。

第41条は、30条同様の準用規定でございます。

第42条は、事業所内保育事業についての規定です。利用定員を12段階に区分してございます。

第43条は、19ページから22ページまで、保育の利用面積、設備の基準、関係法令の遵守について規定したものでございます。

第44条は、保育提供における職員の配置規定でございます。本条につきましても、国において従うべき基準とされております。

第45条は、連携施設に関する特例でございますが、こちらにつきましても、国の参酌基準、従うべき基準とされております。

第46条は、第30条同様の準用規定でございます。

第47条は、利用定員19名以下の小規模事業所内、事業所の保育に係る職員配置の規定でございます。

第48条は、32条同様の準用規定でございます。

附則につきましては、第1条では、施行日、おおむね平成27年4月1日を予定してございます。

第2条から第5条までは、5年間の経過措置に関するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより10分間休憩します。

（午後 4時15分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時28分）

---

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定ということではありますが、こうした施設、町内にあるのかなのか、先ほどの質問と似たり寄ったりでございますけれども、今後も含めて町はどのように把握されておるのか。

それから、こうした施設の認定と申しましょうか、これは誰が行うのか。

それと、具体的にはこれまでいわゆる認可外保育ということで、さまざまな問題があったという中で、こうしたものの、要するに小さな保育、ものの基準を定めていきたいというだろうなというふうに思うわけでありますが、例えば町が許認可権があるとすれば、監督等も何かあるんでしょうけれども、そういうことも当然もしこのようなものができたとすれば、そうしたことも行わなければならないというふうに思うわけでありますが、そうしたことも含めて、ここには細かく書かれているわけでありましてけれども、いわゆるそうした保育の質、そういうものを担保するために書かれてあるだけけれども、じゃあそれは書面によるところなのかと、実態はどのように把握するのかということが、やっぱりそういう問題等あるわけでありまして、非常に小さいところでございますので、これを見ますといわゆる事務職員というのは置いておくような情報ございませんよね。そういうことはどうやって行われるのかということもあろうと

思います。

そういうことも含めて、これらの条例の運用について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 冒頭にいただきました施設の動向関係でございますけれども、今のところ民間事業が参入してくる可能性というのは特にございませぬ。ただ、事業所内保育事業、事業所においてはその中で保育を、たとえていいますと、いすみ医療センターが同じような形でやっていますけれども、そういう形での事業所内に、一般の会社が従業員のために用意するというのは考えられますけれども、それ以外はなかなか難しいという感がございます。

認定と監督ということでございますが、こちらにつきましては、町のほうが行う、市町村の確認行為だということでございますので、私どもが行うわけでございますが、議員ご指摘のように、そこまで小さい事業所の中で、そういった人件費を設けて細かな監督等ができるかどうか、いわゆる保育の質がそれによって低下するのではないかというご心配もあるやと思います。ただ今の条例の状況では、その辺は事業者に対する責務ということであらうだけでございます。やはり先ほどの条文にございました町長からの勧告措置もございますので、そういった中で適切な処置をして、できた場合ですけれども、保育の向上というものは努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第6号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第6号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明させていただきます。

この条例案につきましては、児童福祉法の一部が改正されたことによりまして、地域における子ども・子育て支援の充実を図るために、町条例で制定されることとされたことから、新たに本町でも条例を制定するものでございます。

それでは、第1条の趣旨でございますが、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めることを規定するものでございます。

第2条は、用語の定義でございます。

第3条は、児童の健全育成に係る規定でございます。

第4条は、事業者の遵守すべき基準でございます。

第5条は、事業における支援のあり方や、構造設備に関する一般原則となっております。

第6条は、非常災害対策。第7条は、従事する職員の一般的要件でございます。

第8条は、職員の知識及び技能の向上における努力義務でございます。第2項では、職員の研修の確保についても規定してございます。

第9条は、事業所の設備の基準や区画の面積規定でございます。

第10条第1項及び第2項は、支援員の配置人数。第3項以降には支援員の資格の要件や支援の規模を規定するものでございます。第10条につきましても、国において従うべき基準とされております。

第11条は、利用者の取り扱いの規定。12条は、虐待等の行為の禁止。13条は、事業者の衛生管理、感染等の発生や蔓延防止の措置でございます。

次ページの第14条は、事業者が定める運営規程事項について、第1号の目的から、利用定員、災害対策など第11号までの規定となっております。

第15条は、事業者が備える帳簿の関係でございます。

第16条は、事業者及び職員の秘密保持に関する規定。第17条は、苦情等に対する対応。18条

は、事業者の開所時間及び年間の開設日数を規定するものでございます。

第19条は、事業者と保護者との連携。20条は、事業者と行政等の関係機関との連携を図ることを規定するものでございます。

第21条は、事故発生時の対応及び賠償について定めたものでございます。

附則につきましては、条例の施行期日及び10条に規定する放課後児童支援員の資格の要件の一部の経過措置を規定するものでございます。

本条例の施行日は平成27年4月1日を予定してございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

あす18日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 4時37分）